

令和4年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月9日(水曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長の施政方針	6
○諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
○諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
○承認第 1号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第11号))	15
○議案第 1号 板倉町小規模企業振興条例の制定について	16
○議案第 2号 板倉町議会定例会条例の一部を改正する条例について	18
○議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	19
○議案第 4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	20
○議案第 5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	20
○議案第 6号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	21
○議案第 7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第12号)について	22
○議案第 8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	22
○議案第 9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	22
○議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算について	24
○議案第11号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	24
○議案第12号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	24

○議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計予算について	24
○議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算について	24
○請願第1号 町道1296号線の拡幅整備について	26
○散会の宣告	27
散 会 (午前11時00分)	27

第2日 3月10日(木曜日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した者の職氏名	30
開 議 (午前9時00分)	31
○開議の宣告	31
○諸般の報告	31
○一般質問	31
森田義昭議員	31
針ヶ谷稔也議員	43
○議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第12号)について	57
○議案第8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	57
○議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	57
○散会の宣告	58
散 会 (午前11時29分)	58

第10日 3月18日(金曜日)

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	59
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59
○職務のため出席した者の職氏名	60
開 議 (午前9時03分)	61
○開議の宣告	61
○諸般の報告	61
○議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算について	61

○議案第 1 1 号	令和 4 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	6 1
○議案第 1 2 号	令和 4 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	6 1
○議案第 1 3 号	令和 4 年度板倉町介護保険特別会計予算について	6 1
○議案第 1 4 号	令和 4 年度板倉町下水道事業特別会計予算について	6 1
○請願第 1 号	町道 1 2 9 6 号線の拡幅整備について	6 4
○閉会中の継続調査、審査について		6 5
○町長挨拶		6 6
○閉会の宣告		7 1
閉 会	(午前 9 時 5 4 分)	7 1

板倉町告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和4年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月4日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和4年3月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	延 山	宗 一	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	今 村	好 市	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和4年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月9日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長の施政方針
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 6 承認第 1号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第11号））
日程第 7 議案第 1号 板倉町小規模企業振興条例の制定について
日程第 8 議案第 2号 板倉町議会定例会条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第 4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第 5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第12 議案第 6号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
日程第13 議案第 7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第12号）について
日程第14 議案第 8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第15 議案第 9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第16 議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算について
日程第17 議案第11号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第18 議案第12号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第19 議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第20 議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算について
日程第21 請願第 1号 町道1296号線の拡幅整備について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員

9番	黒野一郎	議員	10番	青木秀夫	議員
11番	黒川初江	議員	12番	青村好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
根岸光男	総務課長
峯崎浩	企画財政課長
荻野剛史	税務課長
川田亨	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
丸山英幸	会計管理者
多田孝	教育委員会 教務局長
伊藤良昭	農業委員会 農事局長

○職務のため出席した者の職氏名

小林桂樹	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
伊藤泰年	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○今村好市議長 ただいまから告示第14号をもって招集されました令和4年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきましては、お手元に配付した文書表のとおり、請願1件、陳情2件が提出されております。なお、陳情2件につきましては、議員配付のみとなりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件の推薦諮問2件、専決処分事項の承認1件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案3件、一部事務組合等の規約変更協議に関する議案2件、補正予算議案3件、令和4年度当初予算議案5件、請願1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○今村好市議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

2番 亀井伝吉 議員

3番 森田義昭 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○今村好市議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月18日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、2月18日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月9日から18日までの10日間と決定いたしました。

次に、日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、諮問第1号及び諮問第2号、承認第1号、議案第1号から議案第6号について、提案者からの提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第7号から議案第9号までの補正予算関係3議案及び議案第10号から議案第14号までの新年度予算関係5議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。最後に、請願第1号について、産業建設生活常任委員会へ付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算関係3議案について審査の上、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。なお、産業建設生活常任委員会においては、併せて付託された請願1件の審査を行います。

第2日目の10日は、2名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定を行います。

第3日目の11日は休会とし、休日を挟み、第6日目の14日から第8日目の16日までの3日間、予算決算常任委員会を開催し、新年度予算関係5議案の審査を行います。なお、審査最終日となる16日には、予算案全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第9日目の17日は休会とします。

最終日となる第10日目の18日は、新年度予算関係5議案及び産業建設生活常任委員会へ付託した請願1件について、それぞれ委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から18日までの10日間と決定いたしました。

○町長の施政方針

○今村好市議長 日程第3、町長より令和4年度の施政方針を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

まだ冬の寒さが残りつつ、天神様も過ぎまして、日一日と暖かさを増してこようかなというちょうど季節変えの状況でもありまして、オミクロンは当然であります、花粉症とか微妙な気候の変化に、いわゆる持病や微妙な体調の変化が感じられるような季節とも言われております。そんな中、こうして令和4年度第1回の定例議会を招集をさせていただきましたが、議員各位には、本日から、ただいまご承認をいただいた日程に従って、10日間、18日までのご審議をお願いをするところでございます。審議の内容については、先ほど議長のほうからご案内いただいたとおりでございます、長い日程でもありますので、体調にお気遣いな

がらご審議をいただければと思っております。

さて、2月23日か24日だったと思っておりますが、プーチン大統領の一方的な宣戦布告とも取れる隣国ウクライナからの独立を求める2つの未承認国家の独立承認をするという、いわゆるその2国家の安全保障のための独立を承認し、軍を派遣をして、その独立を助けるというような要請に基づいてそういう決定をしたというような演説がございまして、防衛とは名ばかりの、それからまさに一方的侵略と言われております様相が始まったところであります。既に10日以上が過ぎまして、現代における信じられないような光景、ウクライナの避難する人民が、21世紀になってもこんな状況が起こるなどとは、しかも隣国から力で攻められるというような状況が起こるとは思ってもいなかったというような、そういった光景が放映されておりますが、そういった強大な軍事力を基に多くの人命を奪いながらの他国における破壊や占領行為が堂々に行われていることは、いわゆる我が国としてももちろん信じられないような状態でもありますが、いわゆる戦争のそういった現状を目の当たりにしながら、近隣の国へ脱出するウクライナ人の人々を見るとき、情報戦もまさに真ただ中ということで、事実どのニュースが正しくて、どれがフェイクなのかも分からない中で、いわゆる西側陣へ流れているニュースからすれば、狂気の沙汰というふうな表現まで入っているプーチンロシア側の自重を求める以外にない状況でもあろうかと見ております。

それは、具体的に各施設や人道施設まで、あの映像も果たして本当なのかどうかも分からないぐらいですが、我々はそれを信じている上で判断をしているわけですので、そういうところまで口とやっている行動が違うということを現状として見るときに、まず取りあえず理屈は抜きで停戦を求め、先々の話し合いを慎重にやるべきだということですが、既にそれをご承知のように3回の停戦協議も行われていますが、不調とのことであり、そのことは、仲介国がほとんどないというか、片方が全て入った国々に対しては宣戦布告とみなす、いわゆる核攻撃も辞さないというそういったプーチンの、それが狂気の沙汰ということでもあるのだらうと思っておりますが、それに対して腰の引けている現状ということで報道がされておまして、アメリカ、米、英、EU全体、あるいはNATOも含めた西側陣営もそういった意味で、結果として、いわゆる停戦に持ち込む手段をずっと模索しているようだというぐらい、狂気の沙汰に対しての対応が難しいということであるのでありましょう。

そういうことで、これはこのまま腕力の強いものが無法ぶりを目いっぱい発揮して、止めることも止められないという現実をもしかして許すという結果が出れば、いわゆるこの先、特に我が国などにおいては、近隣諸国としてロシアにも接しておりますし、朝鮮に接している、中国に接している等々を含め、我が国はもちろんのこと、世界的にもそういったきな臭い状況の地域というのは多々あるわけでありまして、即刻人類滅亡の危機に発展する可能性のある、しかも核を絡めた威嚇ということについて、どう抑制をしていくかということに対して、連日、無力な国連とも言われておりますが、話し合っている状況を見ると、難しさを感じるころでもありますし、今後の推移をそういう意味で、他国のこととは置き換えられないという部分も日本にはあるわけでありまして、早速、国内の自民党の中にも核保有論に近い発言ももう飛び出しているというようなことも含め、それはウクライナが核を放棄したことによって、核保有国から一方的に威嚇を受け、現状があるというようなことも踏まえて、そういった発言も日本の中枢から、安倍元首相等々からもう既にそういった発言が出ておるといって、非常に我々一人一人も真剣にそういった発言一つ一つに対して、考え方がそれぞれ違うかもしれませんが、真剣に考えていかななくてはならない。他人のことではないという

状況にもあると言っても過言ではないということでありましょう。

そういう意味で、皆様方も含めて、きっと毎日、毎朝、夜ニュースまで注目をされていることと存じます。それらを踏まえて、既に館林市の市議会、あるいは県内の市議会等々が上毛新聞等々によれば、既に決議をしているとか、そんなことが今朝発表されておりましたが、それ以前に、既に我が板倉町も加盟をしているとか、県の町村会におきまして、もう既に3日ほど前に捺印をした上で、即時停戦、話合い、平和の維持ということを目指して、特にロシアの駐日大使に対して、そういった町村会としての決議を既に提出をしております。したがって、決して対応は我が町も遅れてはいないということで、そんなことを一々発表してしまっただけのもう問題ではないのです。日本全国が一丸となって、既にそれはもう日本国として発しているわけですから、本当はそんな小細工は対外について必要もないとは思いますが、そういった対応もしているということでありまして、ご承知おきをいただきたいと思います。

さて、また、先ほど3.11東日本大震災から早くも11年をもう経過をし、入ってきている、過ぎた、いずれにしても相当な長い期間が経過をし、その間、見る角度によっては違うのだらうと思いますが、一応できる限りの相当なスピードで、復興中の被災地に対して復興策を取っているというのは、国の言い分であろうと思います。それであっても、被災者の皆様にとりましては、大きな苦しみや取り返しのつかない状況が、現在、自治体によって緩和されてきているところもありますが、まだ手もつかないところも浪江町等々にはあるわけでありまして、そういう意味では、そういった状況が続いているわけでありまして、そういう意味も含めて、お見舞いも申し上げつつ、遠く離れた当町におきまして、当日、10年を過ぎたその日の状況の惨状は、今でも目をちょっとつぶれば鮮明に脳裏に焼きついておるわけでありまして、忘れられない大地震として今後ずっと記憶に残るはずでありますし、二度と悲しい悲惨な災害は発生してほしくないとは思いつつ、相手が自然でありますので、いつ逆に発生するか分からないということも含め、万が一起きても被災が最小であるようにとの思いから、自然災害のそれぞれを想定し、対応に力を入れてきているところでもあります。がしかし、人間の力は自然に対してどの程度のものか、思い上がった人間が制覇を、自信過剰の中で万能論を優先している限り、自然には勝てないであろうというふうに私自身は考えているわけでありまして、人間そのものが自然の中の構成する一員であるというようなことを、もちろん根底には皆分かっているわけでありまして、利便性や経済発展とか全てそんなことを優先をしている限り、自然破壊を同時に、手のひらの表と裏でありまして、発展、利便性、それを追求するイコール自然破壊、あるいは仲間との競争、心の荒廃、それはイコール戦争を勃発する、そういう状況をつくり出すわけでありまして、競争社会がいい面と悪い面を両方持っているわけでありましてということも含め、そういった状況に対してこれからも真剣に考えていかなければならないということも感じるところであります。

改めて、不幸にも3.11につきましては起きてしまったということも含め、多くの犠牲者、今日まだ見つからない方もおられるということも含め、先ほどご冥福を祈り、黙祷をさせていただいたところでもあります。

さらに、当町の新型コロナ発生状況であります。デルタ株までにおきましては、群馬県平均で東毛地区が高い地域とは言われておりましたが、それでも約2年間で、東毛の中でもそういう意味では最も発生が少ない、陽性発生状況がゼロに近いところであったわけですが、せいぜいピーク時に二、三日、2年間の中で3人というのがあった程度でありましたが、その後の現在に至るオミクロン株についての陽性者は、このと

ころ3から5は当たり前、5から10はもうしょっちゅう、今現在は10を超えてということも時折、波によって来ておる状況でありまして、それでも今現在は、ピーク時の約3分の1程度に、全体としては群馬県としては減ってきているという安堵感もある中で、できれば知事も、3月6日を境に、経済が死んでしまうというようなことも含め、まん延防止を解除するというような方向で来たようでもありましたが、思っただけの減少幅が見られないということも含め、ご承知のいわゆるプラス2週間延期をされたところでありまして、そういう意味では伝染性の強さ等々については、やはり減りつつはありますが、風評どおりのように、前のデルタ株とは違っているということでもあります。

それでも、重症化は、ほぼ板倉町においても、本当に分析をすれば、毎日毎日、昨日も3名ほど自然の形で死亡の報告が上がってきておりまして、郡内でも私が見ておる限り、毎日毎日こんなに高齢者も含めて亡くなっているのは、果たして我が町だけなのだろうか、郡内でもきっと高齢化率が高い流れの中で、我が町が一番多いのだろうなとは思いつつ、本当に減少幅が不安になるほど、亡くなった人がばたばた出ております。それも正確にもしかすると分析をし、解剖し、検死をすれば、いわゆるそういうものに起因をしているものもあるのかもしれませんが、いずれにしてもそれらの現状にプラスして、BA2ステルスオミクロンとか、さらにもう既に全国の、そういった意味での発症の先進地が、既に多いところでは4割ぐらい入れ替わりが進んでいるということも含め、5月の中下旬、ゴールデンウィーク前後に、またそれらが再流行を及ぼすのではないかなというようなことも一部マスコミ等も含め業界では言われているようでもありまして、いずれにしてもやれることは、町民各位に我々が基本的なマスクの着用や手洗いや密回避を守っていただく以外にないと、あとは予防接種も現在3回目を郡内でも最も早いペースで、我が町も担当部局の骨折りもありますし、いろんな協力もありまして進んでいる状況でもありますが、それに期待をしつつ、さらに4回、5回、6回と、そういうものは、1年に3回ずつ、もう何年間もずっと続けて打つのだろうかとか分かりませんし、新しい飲み薬も既に塩野義からも開発をされつつあるとか、具体的な明るい話も聞こえつつありますので、引き続き注意をしながら、また近隣との情報交換をしながら、自分の命は自分で守るみたいな感覚で基礎的なものをしっかりと守りながら、そういった一日でも早く明るい方向に脱却できるように、頑張ってもらわなければならないのかなということを考えている昨日今日であります。

そんな全国的に見ると、原因の解明や医療組織の改善、あるいは新薬、技術の開発等々、その対応策も今までの反省を踏まえ、迅速に進んでいると、内閣あるいは担当大臣、あるいは東京都知事等も含めた大都市の知事等の発言から、それらの様相も感じられるわけではありますが、いずれにしてもまだまだ先の見えない状況もあると言われておりますので、これは我が国だけではありませんが、全世界的にこの先どうするかということの方向性を模索をしているようでありまして、方向性はどうか、どんな薬が開発されようが、やはり経済を大事にしていかなければならないということが、まず優先順位として上がってきているような感じがいたしまして、また別の抑制的政策、人間性重視、いわゆるあれをしてはならぬ、これをしてはならぬというような政策、あるいは先ほど申し上げました経済性の重視、それから自己判断の重視、これは自己責任の重視と置き換えてもいいでしょうが、そういった観点が重要視され、いわゆるインフルエンザに対するそういう傾向的な方向、自由に、常に自分の周りにはオミクロンやその他のコロナが常にあるものということで、それを一々強制的にいわゆる制限をして、経済の、あるいは人間の行き来をストップさせるような政策は、どちらかというともう既に西欧も含めたそういう意味での先進国と言ってもいいのでしょうか、そう

いったものが主流になってきているということを考えれば、日本の近々の方向性もだんだんそのような方向になっていくのではないかと言えるそんな感じもいたすところでもあります。それは、財政面から見ても、ずっとそういった物事一つ一つに莫大なお金を投入して、今と同じような形で経済的に政治がやっつけられるかどうかということも含め、そういう方向性は一致するところであろうというふうに思います。そういったことで、これも注視をしていかなければならないということでもあります。

また、昨年夏の記念すべき2度目の東京オリンピックもコロナの影響を大きく受け、またご承知の中枢の関係者の、これはオリンピック関係の中枢の関係者の不祥事や辞職劇が繰り返されたことから、それにコロナの関係も影響して、開催そのものに大きな議論があったことは、既にもう忘れつつあるわけではありますが、結果として大半が無観客実施となったことから、盛り上がり欠ける内容で終わったことは、せっかくの大枚をはたいての施設整備等々を思うとき、残念なことは言うまでもありません。誰のお金でやったオリンピックなのかということを考えたとき、経費をかけない、世界でこれからのオリンピックの在り方を日本が模範を示すのだと行ってばか騒ぎをした、あの誘致成功の光景を見たときと、終わって見た結果のいわゆる投資額の格差とかいろいろ考えるとき、悪条件が重なったとはいえど、空前の赤字決算に注目が集まるのは当たり前のことでありますし、また皮肉の結果として、国民の視線がそういうところにも一般の国民の目が行かなくてはならないということは、非常に残念なことであります。

リーダーの約束とは何だったのかということも含め、口だけで、終わってみれば国民のお金をジャブジャブ使って、さも自分の名誉のごとく、そんな政治の姿が果たして皆さんはいいと思うか、悪いと思うか自由であります。私はいささか疑問のところがあるところでもありますので、こうして所信の中で施政として述べているところでもあります。

夏の五輪を受けてのセット開催と言われる現在中国のパラリンピックが行われているわけではありますが、それらもそう幾日もかからずにもう終わるわけではありますが、通して日本勢の活躍は、そういう意味では目を見張るものがあったであろうとも思っておりますが、このオリンピック、異様なものとも言われておるわけでもあります。残念ながら、開催国、中国国内ウイグル自治区の人権問題、あるいはまさに国の覇権的体質が重なった香港の問題、これらがやがてウクライナ問題、現状ともつながってくるわけではありますが、これらがスポーツ精神に照らしても、差別、公正公平等、それらに対して異議あるものとして、現在冬のオリンピックについては米国中心のボイコット運動が展開されたというのはご承知のとおりであります。

そもそもオリンピックと政治は別だということは定着をしているはずではありますが、やはりいざとなると政治が大きく絡んでまいりまして、特に専制主義国における人権抑圧としての、あるいは弾圧として、常々批判もあった中国が開催地ということで、多くの民主的な国と称される西側、この表現も我々西側にいるわけですから、自画自賛をして、専制主義国に対して、東側に対して批判をするというのも果たして正当かどうかとも実情は分からないところもあるわけですが、いずれにしても我がほうから見れば、そういったものを参加ボイコットの意思が表明されたということも含めて、我が国もそういう面においての隣国としての中国には批判を強めながら、また結果として主義・主張の違いはあるけれども、隣国としての相互依存、あるいは共存共栄、通商的友好関係等々はやはり保ちたいという、そういったものも考慮の上、スポーツ交流の趣旨に沿って我が国については、選手や関係者については参加をさせているという微妙な政治と、いわゆるそういったスポーツ精神との切り離しを対応上どういうふうにするかということで、苦勞もされたようであり

ます。

そういう意味では、これから先、さらにウクライナの行く末等々も含め、中国がどういう指導権を取っていくかということも含め、また、冒頭申し上げた我が国の位置からして、非常に中国に対しては注意を払わなくてはならない状況もあるわけでありますので、そういう意味では今後も、これも注視をしていかなければならないということで、一つステージが日本としても今までよりもワンランク上がってきているのかなという感じができないのではないというところであります。

さて、いよいよ本題に入りますが、令和4年度の国の予算、既に議員各位もご承知のことと思っておりますが、107兆約6,000億円であります。今年の予算、令和3年度と比較して約1兆円の増額で、増そのものは大きくないということであります。10年連続で最大額を一応更新をしておりますが、1兆円というのは大した額ではないというのか、大した額なのかということですが、最近、日本の国の借金も慣れてしましまして、何百兆円借金を増やしても、印刷をすればもうお金はなせるのだと、日本の経済に破綻はないと、幾ら借金しても全然心配ないというような安倍元首相、高橋洋一先生とか、積極財政論の方々はそのようなことを言っておりますし、また片や、今の岸田首相もどこの位置にいるのか分かりませんが、一応、やはりプライマリーバランスを大事にした、借りれば原則的にはなすというようなことを基本として、財政を組んでいかなければ成り立たないということも含め、いろいろあるようではありますが、そういう意味では、107兆円のうち税収は約65兆3,000億円程度と見込んでおるようであります。これは、令和3年度と比較しますと、収入は7兆円増加を見込んでいるようであります。公債金は約37兆円、36兆9,200億円程度ということで、公債金は6兆7,000億円の減となっております。税収増により公債金が減っている状況であります。公債依存度は、それでも34.3%でありまして、この割合は、新型コロナウイルスの蔓延前である平成29年から31年度の2年間の数値とほぼ横並び、同等となっているようであります。令和2年度は73.5%、令和3年度は46%ということのようであります。

また、国と地方の長期債務残高は、令和4年度末には1,243兆円に上ることと見込まれています。令和3年度見込額から23兆円の増となり、これもまた過去最大の額であります。最大の要因というのはコロナの対策費が大きく左右しているということになるのでしょうか。国単位ですと1,026兆円となっております、これはGDPの182%、令和4年度税収見込みの約16年分に相当するということでありまして、いずれにしてもかなりの無理をした財政運営をやらざるを得ない状況になってきているということは事実であろうと思っております。

それらを踏まえての群馬県予算は、山本知事により、新型コロナ克服あるいは新展開実現予算と一応銘を打たれまして、新型コロナウイルス対策、デジタル化推進、あるいはエネルギー環境分野の改革支援などを重点として、こちらも過去最大規模の予算編成となりました。予算総額は約8,200億円でありまして、令和3年度から7%、約540億円の増額予算となっております。

県収入については10%、235億円増の約2,600億円、県債は令和3年度からほぼ半減の590億円となっております。29年ぶりに単年度で県債を発行するのが600億円を下回り、県債残高は1兆2,782億円となる見込みでありまして、県債残高が前年度から減少するというのは、群馬県においては16年ぶりとのことであります。それらを踏まえて、町の財政状況については、既に皆様方にもお手元に過日配付をさせていただいている状況でもありますが、歳入では、ここ数年間は増加傾向にあった町税収入が令和2年度は減少しておりまして、

これは人口構造の変化が大きな理由であり、新型コロナウイルス感染症の影響もあるものと分析をしております。

また、商業施設立地促進奨励金の支出が、いわゆる5年間程度、奨励制度をつくってございまして、それが令和4年度はやや減少したものの、まだ続くことは見込まれてございまして、企業誘致やあるいは税収増による恩恵は、まだ何年か先となる見通しでありまして、今そういう意味では、恩恵を得る前に、恩を向こうに、お礼を先渡しで渡しているということもありますので、非常に財政上は苦しいやりくりをしている状況でもあります。

歳出では、公債費支出は、令和3年度と比較して700万円程度、ほんの僅かですが、減少しておりますが、一部事務組合の施設建設等に伴う負担金の増は、依然として続いてございまして、直近では消防関係の施設整備費がさらに加わってということも含めて、厚生病院あるいは一部事務組合のごみ処理施設、それから消防、さらにし尿処理ということも含めて、まだそういう意味では負担増がさらに見込まれてございまして、これは経常経費的な意味で20年度を基本として分割で負担をしていくということに恐らくなるとお思いますので、おおむね20年程度です。そういう意味では、これはじわじわとボディーブローみたいな形になってくるはずでもあるということも踏まえ、慎重にあれをやりたいこれをやりたいというものに、優先順位をつけながら対応していかざるを得ないという状況に、それらが原因をつくっているところであります。

基金については、積み増しができている状況ではあります。令和2年度残高は、近年最もあった平成27年度末と比べ、庁舎建設の直前と比べ75%程度に、昨年というか令和2年度については落ちたと、25%下がったということ、それは当然、お金が役場というこういった施設に置き換わったというのが約10億円程度あるわけですから当然のことです。

それらも含めて、逆に、町債の残高は、令和2年度末残高で約43億6,000万円と、逆に10億円弱増えていると、20億円の役場を造るのに10億円貯金を下げ、借金を10億円して20億円調達しということですから、借金は増えたと、町債の残高は増えているという、単純に言えばそういう傾向であります。それを減らすべく、また建設が終わった直後から努力を開始をしておりますが、そういう意味での減少傾向はあるわけですが、依然として多額であると、一番ピーク時は債権と貯金がいわゆるほぼ同等と、33、34億円程度ということから、そういったバランスが崩れてきているということであり、それを承知で庁舎建設にも取りかかってきたということでもあります。

少子高齢化と人口減少が進む状況で、新型コロナウイルスの猛威はいまだ衰えず、その影響は将来にわたるものと考えられ、町の財政は、そういう意味では手探りをしながらの前進という状況が続いております。このような状況の中、既存施設は、現状維持だけでも大変な時代になっております。人口が減っているけれども、公的施設は、最大ピーク時にほぼ使用していたものは現存をしているということで、その老朽化、あるいは解体、統合等もして、解体というのは制度を解体し、小学校の合併等々、統合等々を進めたりしておりますが、電気料等々そういうものについてはその年から減っておりますが、維持とか修復とか、そういったものについては、その学校を閉鎖して潰してしまうということができない難しさ、我が町は避難所として使うとか、そういった目的もありますので、そういうものもありまして、いずれにしてもそんな簡単にお金をかけずに済むことが減って、人口減少とともに減っていくとは言えない状況も現在まだあるわけでありまして、

そういう意味では、これからそれらも取捨選択をしながら、合理的な考え方をどういうふうにして

いくかと、いわゆる財政と投資とあるいは維持、比較をしながら検討していかなくてはならない部分も当然あるであろうというふうに考えております。

これらの点を踏まえ、今年度、重点事項として挙げた9つ、10ほど上がっておりますが、特に防災減災に要する予算、生活、インフラ整備に要する予算あるいは産業振興、観光振興の検討に要する予算とか、あるいは住宅分譲及びこの間もご議論をいただきました移住や定住促進に関する予算、あるいは小学校等々のさらに必要になってくる整備等々に関する予算等々を中心に、新規事業については中期的な視野を持って、総合的に勘案した上で実施を判断し、既存事業についてはPDCAサイクルの理念の下、これ当然の理念であります。その理念の下、改善、廃止、縮小を含めての効率化、合理化をより一層徹底して、事業内容の精査を行いながらということも含め、今年もそれらを踏まえての予算編成等をいたしましたところであります。

あわせて、その結果として、周辺自治体とあまりにサービスの格差があるということは問題でもありますので、それらを踏まえた上で周辺自治体との住民サービスの格差ができるだけ生じないよう、事業の必要性及び効果を検討した上で、財源の範囲内で予算化をしたというところでの今年の予算であります。

歳入については、町税の収納率の一層の向上に努めますとともに、各種補助金等を活用するよう積極的に調査研究をし、これ当然のことではあります。国の補助金やそういったものをどういうものがあり、一つやるごとにそれがどう有利に活用できるかということも積極的に調査をし、そのための仕事は役場の職員としての仕事にも、その部門は部署としてあるわけではありますので、積極的に調査をし、収入の確保に努めてまいりたいと思います。

以上を踏まえての新年度予算案を含む今議会冒頭、議長のほうから申し上げられました人事案件、あるいは人権擁護の推薦も含め2件、人事案件が2件、その他専決処分とか条例改正とか、その他含め、さらには令和4年度一般会計及び4特別会計をプラスした5件の新年度予算のご審議をいただくという予定でございます。ぜひ慎重にご審議をいただいた上、原案どおり議決をいただけますようよろしくお願いを申し上げ、所信表明の一端とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○今村好市議長 町長の施政方針が終わりました。

○諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○今村好市議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議案の審議ということでお願いをさせていただきます。

まずは、諮問第1号及び諮問第2号ということで、これは人権擁護委員候補者の推薦についてということになります。第1号及び第2号は、人権擁護委員候補者の推薦に関する案件でありますので、一括して共通説明をさせていただきますと思っております。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

まず、諮問第1号でございますが、その職にあります 〇〇〇の前任者、江田常一氏が来る令和4年6月30日をもって2期6年の任期満了となることに伴う後任者の人事であります。後任者といたしましては、慎重に検討した結果、氏名、高山弘文氏

を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。現在、高山弘文氏は、板倉町選挙管理委員として活躍し、人格識見が高く、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、適任者として推薦をいたすものであります。

次に、諮問第2号であります。同じくその職にあります 〇〇〇の斎藤雅也氏が、同じく来る令和4年6月30日をもって2期6年の任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。後任者として慎重に検討した結果、氏名、峯岸一夫氏

を推薦をいたしたく、同じく人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

峯岸一夫氏は、人格識見が高く、広く社会の諸事情に通じ、地域社会で信頼も高いことから、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、適任者として推薦いたすものであります。

以上、諮問第1号及び第2号を一括してご説明をいたしました。審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

人事案件でありまして、これ以上の説明は当方としては避けたいというふうに思っております。担当課長の説明はそういう意味では予定しておりませんが、いずれも適任者という判断をさせての委嘱の提案でありますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決しました。

○承認第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第11号））

○今村好市議長 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第11号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ありがとうございます。続いて、承認第1号であります。専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第11号））ということであります。

本件は、令和4年1月13日付にて専決処分を既に行った令和3年度板倉町一般会計補正予算（第11号）について承認を求めるものでございます。

本補正予算につきましては、11回目の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,864万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億5,763万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に1億4,864万8,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、民生費に1億4,864万8,000円を追加をするものでございます。同額を追加をするというものであります。

今回の補正及び専決処分の理由であります。国におきまして住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付することが決定をされましたので、その費用及び事務経費を予算を計上したものであります。また、申請期間が令和4年9月30日までとされており、事業の終了が令和4年度になることから、明許繰越しをするものであります。速やかな支給開始が求められており、システム改修や通知発送等を迅速に行う必要があることから、そういう意味では本議会を待たずに専決処分を行ったものであります。

以上、ご説明いたしました。審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。これにつきましても、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 今町長の説明ですと、この非課税世帯に1世帯10万円ということなのですか。それで、1億4,800万円というと、板倉町に1,500世帯ぐらいあるということですか。随分あるんですね。何世帯のうち1,500世帯あるのでしょうか。

○今村好市議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 概算では5,600とか5,800ぐらいだったかなとは思いますが、全世帯ですと、そのうちのここにありますように1世帯10万円ということになりますので、こちらは事務費も含んでいますので、実際、事業費として計上しましたのが1億4,250万円ということで、1,425世帯分ということで今回は

計上しております。

以上です。

○今村好市議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議案第1号 板倉町小規模企業振興条例の制定について

○今村好市議長 日程第7、議案第1号 板倉町小規模企業振興条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第1号 板倉町小規模企業振興条例の制定についてということです。

本案につきましては、中小企業を取り巻く状況は、経済社会環境の変化や少子高齢化の急速な進展などから、競争の激化や需要の減少、経営層の高齢化や後継者不足等の様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の長期にわたる影響を受け、その経営内容も含めて大変厳しいものとなっております。

こうした小規模企業の現状や、平成26年に制定された小規模企業振興基本法の趣旨等を踏まえ、町経済の持続的な発展を図るため、小規模企業振興の基本理念や施策の基本となる事項を明らかにした板倉町小規模企業振興条例を定めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、ご審議の上、ご決定をいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 それでは、板倉町小規模企業振興条例制定の細部につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条では、条例の目的を定めてございます。基本理念や施策の基本となる事項を定めることによりまして、必要な施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化や町民の生活向上に寄与することを目的としております。

第2条では、用語の定義を定めてございます。

第3条では、基本理念を定めてございまして、小規模企業の振興につきましては、小規模企業の経営環境、経営実態、その他地域の実情に応じて総合的に推進をすること、また小規模企業者の自立的な経営及び小規模企業者相互の連携を推進して行うこととしてございます。

第4条では、小規模企業者が努めるべき事項を定めてございます。

次のページをお願いいたします。第5条では、小規模企業支援団体である商工会などが努めるべき事項を定めてございます。

第6条では、町の責務といたしまして努めるべき事項を定めており、小規模企業者や商工会などに対して必要な助言、情報共有、財政上の措置などを講ずること、また国、県、商工会など多様な主体と協働をすること、また商工会が小規模企業者に対してきめ細やかな支援ができるように、商工会に協力をすること、そして小規模企業が地域社会づくりへの貢献や町民生活の向上に寄与していることについて、町民の理解を深めるよう努めること等の4つの事項を定めてございます。

第7条では、町民の皆様の理解と協力についてを定めてございます。

第8条では、小規模企業に対して講ずる基本的施策といたしまして、商品の開発など新たな事業の展開を促進するための施策、商品の販売、または役務の提供を促進するための施策、創業の促進や事業承継の円滑化を図るための施策、また地域活動を担う人材の確保及び育成を図るための施策などを定めてございます。

最後に、附則といたしまして、条例の施行日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

今回、上程されました板倉町小規模企業振興条例の制定についてでございますけれども、内容的に見ますと、今までも既に課のほうで実施をされている内容と重複している部分が多々あるなというふうに読み取れます。さらに、それに伴いまして、これ条例を制定することによって何がどう変わるのかという部分が見えにくい部分もございますので、今までやってきたことをどのように補填するために条例を制定するのかという部分をさらに説明していただければありがたいなと思ひまして、質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今まで何もやっていなくてこれからこういうことをやるというものではございませんで、これまで町として商工会等に支援してきた内容について、今回、明文化を改めてさせていただいたということでございます。

全協でちょっとご説明させていただいたのですが、平成26年に基本法が制定された後、全国商工会連合会のほうから各都道府県の商工会連合会、また都道府県の商工会連合会から地域の商工会等に、いまだその条例が制定されていない自治体に対して明文化されるようその条例制定をするように要望活動というよ

うな依頼があったと、そのようなことを受けまして、現在県内合計 24 の自治体で既に条例の整備がされているということもございました。また昨年末、商工会のほうからも早期に条例の制定をというような要望もございまして、内容を精査したところ、迅速に対応すべきというようなことで、今回、条例の制定に至ったということでございます。

この制定によりまして、これまで以上に商工会との連携を図りながら、商工振興を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○今村好市議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第 1 号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

○議案第 2 号 板倉町議会定例会条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第 8、議案第 2 号 板倉町議会定例会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第 2 号 板倉町議会定例会条例の一部を改正する条例についてということでご提案を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第 102 条第 2 項において、定例会は、毎年、条例で定める回数、これを招集しなければならないと規定されています。しかし、現状の板倉町議会定例会条例は、回数の規定ではなく、招集月、3 月、6 月、9 月、12 月が規定されており、結果的には 4 回なのですが、地方自治法の定め在即していないということから、大きく変更するわけではありませんが、いわゆるより地方自治法に沿った条例とするため、本条例の一部を改正するものであるということでもあります。

以上、ご説明申し上げましたが、説明の内容の以上でも以下でもございませんので、担当課長の説明は予定いたしておりませんが、よろしくご審議をお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第9、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 引き続き、議案第3号となります。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、令和3年8月に人事院が発した公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が具体的に示され、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務づけられるということになったことから、国家公務員との権衡と、いわゆる権利と均衡、均衡というのは等しく釣り合うという意味での権衡を踏まえ、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正をするものであります。国家公務員に準ずる内容で、バランスを保つための改正をするものであるということでもあります。改正内容につきましては、妊娠・出産等を申し出た職員に対する周知や意向確認、職員に対する育児休業の意識啓発及び相談体制の整備等の義務づけられた措置等をこの中において規定するものであります。これらの措置は当町においては既に行われているものであります。ということで行われているのであります。条例としては制定されていないということになるのかな、前段の議案第2号と内容的には似たようなものということでもあります。

以上、ご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。改めてこれも担当課長の説明は予定していませんが、よろしく願いをいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○今村好市議長 日程第10、議案第4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第4号になります。板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例ということについてであります。

本案につきましては、群馬県と連携して実施をしている小口資金融資制度について、売上げ減少等の要件を、これはコロナ等の影響でということが入るわけですが、売上げ減少等の要件を満たした場合の借換え制度を継続して実施すべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を併せて行うものでございます。

改正内容につきましては、附則に定める借換え融資の申込み期間を現状よりさらに1年延長し、令和5年3月31日までとするというものでございます。いわゆる借りやすい条件整備をさらに進めるということであり、

以上、ご説明申し上げましたが、これが実態の内容でございますので、改めて担当課長の説明は予定しておりません。よろしく願います。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議案第5号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○今村好市議長 日程第 11、議案第 5 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第 5 号となります。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてということであります。

本案につきましては、本町も組織団体となっている群馬県市町村総合事務組合の規約変更が予定をされておりますが、一部事務組合の規約変更については地方自治法第 286 条 1 項及び 290 条の規定により、組織をされている、加入されている関係の地方公共団体との協議が必要となるため、議会の議決を求めるものであります。

変更概要につきましては、現在の群馬県市町村総合事務組合は、常勤職員の退職手当の支給事務や非常勤職員の公務災害補償に関する事務などの共同処理事務を行っています。今般、桐生地域医療組合が群馬県市町村総合事務組合から脱退はせずに、常勤役員の退職手当支給事務の共同処理事務を令和 4 年 3 月 31 日をもって終了をし、非常勤職員の公務災害補償に関する事務は引き続き共同処理事務を行うための所要の規約を変更するものであります。

また、令和 4 年 4 月 1 日から呂楽館林医療事務組合が呂楽館林医療企業団に名称を変更をしたため、変更となる規約改正を同じく行うものであります。

以上、ご説明いたしました、これも担当課長の説明は予定しておりませんが、ご審議をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第 5 号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

○議案第 6 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

○今村好市議長 日程第 12、議案第 6 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第6号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございます。

本案につきましては、本町も組織団体となっている群馬県市町村公平委員会共同設置の規約変更が予定をされておりますが、共同設置する地方公共団体間の規約変更については、先ほどと同じように地方自治法第252条の7第2項、第3項及び第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要となるため、関係する各団体それぞれの協議の結果としての議会の議決を求めるものであります。

変更概要については、令和4年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に館林市が加入します。板倉町は昨年加入を、第1期のときの加入ということで入っております。1年遅れで館林市が入ってくるということであります。また、邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に名称が変更となりますので、規約について所要の整備を行うものであります。

以上、ご説明いたしました、これも改めての担当課長の説明は予定しておりません。今申し上げた内容が全てでありますので、加入してきた自治体、あるいは団体を列挙してこの中に入れるという、それだけのものでありますので、担当課長の説明は予定をしておりません。よろしくご審議をいただきたいと思っております。○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩を取ります。

休 憩 (午前10時26分)

再 開 (午前10時35分)

○今村好市議長 再開いたします。

○議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第12号)について

議案第8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○今村好市議長 日程第13、議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第12号）についてから日程第15、議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、お疲れのところではありますが、ただいま議長からの指定どおり、議案第7号から9号までの3議案、それぞれ同一項目の関連がございますので、一括してご説明をさせていただくということになります。

議案第7号から議案第9号までの補正予算について、一括説明をいたします。

初めに、議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、第12回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,851万7,000円を減額し、それぞれの総額を64億1,912万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金に1億7,092万3,000円、町債に220万円をそれぞれ追加し、国庫支出金から3,545万2,000円、県支出金から2,022万8,000円、繰入金から1億5,596万円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費に9,481万8,000円を追加をし、議会費から111万5,000円、民生費から5,268万8,000円、衛生費から1,278万4,000円、農林水産業費から396万円、商工費から1,126万8,000円、土木費から798万9,000円、消防費から1,803万7,000円、教育費から2,303万2,000円、公債費から246万2,000円をそれぞれ減額をするものであります。総務費だけには追加をし、その他申し上げました関係費については、減額をするものであります。

また、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものであります。

以上が令和3年度一般会計補正予算でありまして、その説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、議案第8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてということでの説明となります。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,681万8,000円の減額をし、歳入歳出予算の総額を12億9,456万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、8款繰越金に4,486万8,000円を追加、3款国庫支出金から1,741万4,000円、4款支払基金交付金から2,786万4,000円、5款県支出金から1,690万円、7款繰入金から3,950万8,000円をそれぞれ減額をするものでございます。

歳出につきましては、4款基金積立金に2,844万8,000円、7款諸支出金に1,793万3,000円をそれぞれ追加をし、2款保険給付費から9,520万円、5款地域支援事業費から800万円をそれぞれ減額をするものであります。

以上が令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明になります。

次に、議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての説明であります。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ719万7,000円を減額し、それぞれの総額を2億3万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰入金から339万7,000円、7款町債から380万円を減額をするものであります。歳出につきましては、1款下水道費から719万7,000円を減額するものであります。

また、地方債につきましても所要の補正をするものであります。

以上で、令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わるところであります。

以上、7号から9号までを一括してご説明をいたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。改めて担当課長の説明は予定をいたしておりませんが、ご質問あらば、担当課長より必要な答弁をさせます。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第7号から議案第9号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第9号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算について

議案第11号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○今村好市議長 日程第16、議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算についてから日程第20、議案第14号令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

○栗原 実 町長 副町長より代わって。

○今村好市議長 中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、命によりまして私から提案理由を申し上げます。

議案第10号から議案第14号の5議案につきましては、令和4年度各会計の当初予算でありますので、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ60億8,200万円と定めております。前年に対しまして5億6,000万円、率にしまして9.1%の増となっております。

歳入予算の内訳としましては、町税19億6,027万9,000円、地方譲与税9,150万円、利子割交付金100万円、配当割交付金600万円、株式等譲渡所得割交付金800万円、法人事業税交付金2,000万円、地方消費税交付金3億800万円、ゴルフ場利用税交付金1,000万円、環境性能割交付金1,000万円、地方特例交付金1,120万円、地方交付税12億2,000万円、交通安全対策特別交付金150万円、分担金及び負担金1,146万8,000円、使用料及

び手数料 2,565 万 4,000 円、国庫支出金 6 億 7,530 万 3,000 円、県支出金 4 億 7,151 万 4,000 円、財産収入 662 万円、寄附金 900 万 2,000 円、繰入金 5 億 7,034 万 6,000 円、繰越金 2 億円、諸収入 6,541 万 4,000 円、町債 3 億 9,920 万円となるものであります。

歳出予算の内訳といたしましては、議会費 8,753 万 6,000 円、総務費 7 億 5,673 万円、民生費 18 億 3,558 万 4,000 円、衛生費 6 億 742 万 5,000 円、労働費 20 万 8,000 円、農林水産業費 3 億 3,089 万円、商工費 8,921 万 3,000 円、土木費 5 億 6,720 万 1,000 円、消防費 7 億 1,783 万 1,000 円、教育費 6 億 4,547 万 9,000 円、災害復旧費 1,000 円、公債費 4 億 2,889 万円、諸支出金 1 万 2,000 円、予備費 1,500 万円となるものでございます。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上が令和 4 年度板倉町一般会計予算についての説明でございます。

次に、議案第 11 号 令和 4 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 億 9,508 万円であります。前年度に対しまして 2,212 万 4,000 円、率にいたしまして 12.8% の増となっております。

歳入予算内訳の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料 1 億 4,616 万 2,000 円、繰入金 4,870 万円、諸収入 21 万 5,000 円となるものであります。

歳出予算内訳の主なものとしましては、総務費 233 万 4,000 円、後期高齢者医療連合納付金 1 億 8,953 万 5,000 円、諸支出金 21 万 1,000 円、予備費 300 万円となるものであります。

その他一時借入金につきましては、議案書のとおりであります。

以上が令和 4 年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。

次に、議案第 12 号 令和 4 年度板倉町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出総額それぞれ 20 億 6,408 万 7,000 円でございます。前年度に対しまして 7,800 万 5,000 円、率にしまして 3.9% の増となっております。

歳入予算内訳の主なものといたしましては、国民健康保険税 3 億 9,819 万 8,000 円、県支出金 14 億 5,765 万 6,000 円、繰入金 1 億 8,669 万 5,000 円、繰越金 2,000 万円、諸収入 151 万 3,000 円となるものであります。

歳出予算内訳の主なものといたしましては、総務費 3,622 万 8,000 円、保険給付費 14 億 3,460 万 3,000 円、国民健康保険事業費納付金 5 億 5,455 万 4,000 円、保健事業費 2,513 万 9,000 円、諸支出金 355 万 7,000 円、予備費 1,000 万円となるものでございます。

その他一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上が令和 4 年度板倉町国民健康保険特別会計予算の説明でございます。

次に、議案第 13 号 令和 4 年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は、それぞれ 13 億 7,176 万 6,000 円と定めております。前年度に対しまして 2,894 万 2,000 円、率にいたしまして 2.2% の増となっております。

歳入予算内訳の主なものといたしましては、保険料 3 億 685 万 6,000 円、国庫支出金 2 億 5,792 万円、支払基金交付金 3 億 4,719 万 7,000 円、県支出金 1 億 9,278 万円、繰入金 2 億 6,700 万円となるものであります。

歳出予算内訳の主なものといたしましては、総務費 5,858 万 5,000 円、保険給付費 12 億 5,534 万 1,000 円、地域支援事業費 5,252 万 2,000 円、予備費 500 万円となるものであります。

その他一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりであります。

以上が令和4年度板倉町介護保険特別会計予算の説明でございました。

最後になりますが、議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算総額につきましては、それぞれ2億1,206万4,000円とするものでございます。前年度に對しまして807万5,000円、率にしまして4%の増となるものでございます。

歳入予算内訳の主なものといたしましては、使用料及び手数料5,410万2,000円、繰入金1億4,395万8,000円、繰越金1,000万円、町債400万円となるものでございます。

歳出予算内訳の主なものといたしましては、下水道費1億1,079万3,000円、公債費9,827万1,000円、予備費300万円となるものでございます。

その他地方債につきましては、議案書のとおりでございます。

以上が令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算についての説明でございました。

ただいま令和4年度各会計の当初予算であります議案第10号から議案第14号までを一括してご説明をいたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

なお、改めまして、この場での担当課長の説明は予定をいたしておりませんので、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。

[何事か言う人あり]

○今村好市議長 火災情報が入りましたので、暫時休憩をして、執行部から説明をお願いいたします。

休 憩 (午前10時57分)

再 開 (午前10時58分)

○今村好市議長 再開をいたします。

○今村好市議長 ただいま説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第10号から議案第14号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、よって議案第10号から議案第14号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することと決定いたしました。

○請願第1号 町道1296号線の拡幅整備について

○今村好市議長 日程第21、請願第1号 町道1296号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思っておりますが、ご異議ありません

か。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、よって請願第1号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 (午前11時00分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和4年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年3月10日（木）午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第12号）について

日程第3 議案第8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
赤坂	文弘	教	育長
根岸	光男	総	務課長
峯崎	浩	企	画財政課長
荻野	剛史	税	務課長
川田	亨	住	民環境課長
小野寺	雅明	福	祉課長
玉水	美由紀	健	康介護課長
伊藤	良昭	産	業振興課長
高瀬	利之	都	市建設課長
丸山	英幸	会	計管理者

多	田	孝	教育委員会 事務局 会長
伊	藤	良 昭	農業委員会 事務局 会長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂 樹	事務局 長
小	野	田 裕 之	庶務議事係 長
伊	藤	泰 年	行政庶務係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○今村好市議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして一般質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 おはようございます。3番、森田です。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。ようやく春の香りが色濃くなりそうな今日この頃です。

さて、毎回コロナ感染が世界中に駆け巡っている現在であります。コロナウイルスによるコロナウィズなる言葉まで生まれてきました。本当に人類がコロナをコントロールできるのか、薬も国内産などがやっとなんていいますか、流通されるようになり、僅かながらも光が見えてきた今日この頃かなんと思っています。早く以前のような生活が戻ることを願っております。

また、国外におきましては、ロシアによるウクライナへの戦闘ですか、人類いつになったら懲りない、最後は武力行使というところですが、1人の人間としてははっきりこの場を借りて戦争の反対を表明したいと思っています。

では、質問に入りたいと思います。前回の一般質問、12月ですが、の際に時間切れで聞けなかったのも、その続きになるわけですが、いじめ問題についてです。いじめは、先生だけでは止められない。やはり家庭と学校を含んだ取組が必要かと思っています。その辺のマニュアルなどあるのかなんと思っていますが、お聞きしたいと思います。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えをいたします。

各小中学校におきまして、このマニュアル等はいじめ防止基本方針ということで作成してございます。その前に、まずいじめの現状ということでお話をさせていただければと思います。町内小中学校におけるいじめの状況でございますけれども、発生件数は東小学校で11件、西小学校で3件、中学校で3件でございます。計17件となっております。そのうち西小学校で3件が、中学校で2件、計5件が解決をしており、東小学校

で11件、中学校で1件が現在も経過を観察をしているという状況でございます。

これらのいじめにつきましては、毎月実施している生活アンケートによって発見に至ったものがほとんどでございます。内容としては冷やかしゃからかいが10件、軽くぶつかる、たたくなどが2件、仲間外れが2件、携帯電話等による誹謗中傷が2件、嫌なこと、恥ずかしいことをやらされたというのが1件ということになってございます。

本題に戻ります。マニュアルがということですが、町内各小中学校ではいじめ問題に迅速かつ組織的に対応するためにいじめ防止基本方針が作成されております。学校と家庭が協力して対応していくためには、いじめが起こったときだけの対応では保護者との信頼関係は築けません。いじめが起こっていないときこそ、保護者との信頼関係を築くチャンスだと考えております。日頃から児童生徒の活躍や成長した点について、学級通信や家庭訪問、授業参観等の懇談会等でその様子を伝えておくことが家庭との連携を図る第1歩だと考えております。

家庭に伝えたほうがよいと思われるようないじめが起こってしまった場合の対応につきましては、まずいじめを受けた児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、いじめを受けた側、いじめた側、双方の児童生徒の保護者と直接会って、いじめの実態と今後の方針など、具体的な話を行っていきます。いじめを受けた児童生徒については、心配や不安を取り除いていきます。いじめた児童生徒に対しては、相手の苦しみや心の痛みについて考えさせるとともに、いじめは絶対に許されないものであるということを指導してまいります。これらを通して観察を行い、いじめの再発を防止しつつ、解決に向けてまいります。これらのことは、いじめ防止基本方針の中に学校と家庭を交えた取組として明記をされております。

いじめは、その態様が多岐にわたり、発見のしにくさと深刻さが増しています。学校は、けんかやふざけ合いであってもいじめであるという共通認識の下、いじめの早期発見に努めるとともに、家庭、地域とも連携し、対応に努めています。

また、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害を被る、例えば自殺をしようとした場合、身体に重大な傷害を負った場合、また金品などに重大な被害を被った場合など、生命、心身、財産に重大な被害を被った場合、また相当期間、30日程度になりますが、相当期間にわたり欠席を余儀なくされた場合など、重大事案となりまして、その対応についてもこのいじめ防止基本方針、マニュアルに明記をされております。

さらに、学校では児童生徒とその保護者を対象に情報モラル講習会を開催し、情報モラル教育を充実させ、学校、家庭、地域に多大な被害を与える可能性のあるネット上のいじめ等への対策を図る取組を行ったり、子供による自主的ないじめ防止活動について、ホームページや学校だより等で周知し、PTAや地域の関係団体との連携を図りながらいじめの問題に取り組んでおります。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 備えあれば憂いなしと申します。これだけの備えをしているにもかかわらず、今件数をお聞きしまして、初めて板倉でもこんなにいじめの事例があるのだなと今認識をしました。その中でも悪口を言う、肩をたたくぐらいはいつでも何でもあるのかなと思います。ただ、嫌なこと、恥ずかしいことをさせられたというのは、これはやはり重大事件かなと思っております。

先生がその時点で、小さい芽のうちに表に出すことが大切なのかなと思います。先生のプライドというか、

隠したがる先生も中にはいると思います。自分で解決しようと。それがよくよく後になって考えますと、大きな事件になっている。先生が自分の手の中で解決しようとする、解決できれば問題はないのですが、ならないとき、先生のところで止まってしまういじめ、これをどうやって発見し、またそれを隠さないように教育していくと、これも教育委員会の仕事かなと思っております。

子供たちは、親よりも先生にまず相談します、学校のことですから。親は、最後の最後まで相談されない場合があります。事が起きてびっくりするといったようなことがあります。それは、やはり一番最初に相談をかけられた先生の器量にもよりますが、手に負えなければ上司、また教頭、校長いますから、その辺に話を持って行っていただければ、父兄も安心かなと思っております。解決方法が先生に見つからない場合、やはり相談する相手、そういったものが大切なのかなと思います。そのときに先生がいじめに関してだけでなく、やはり資質が問われるのかなと思っております。先生自体問題を起こすこともあると思うのですが、当町でも何か先生の不祥事によって過去に事例があったと思います。分かっている範囲でよろしいのですが、お聞かせ願いたいと思います。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えをいたします。

問題とされた先生がということですが、過去に遡りますとおります。

その前に、全体の質問の要旨である教師の資質についてということで、若干お話をさせていただきたいと思っております。教師の資質につきましても、教育者としての使命感、人間の成長、発達についての深い理解、幼児、児童、生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等が考えられます。

教育公務員特例法の中で、指導が不適切であることの認定につきましては様々なものがあり得ますが、具体的な例としましては文部科学省では3つほど挙げております。1つに教科に関する専門的知識、技術などが不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合、例えば教える内容に誤りが多かったり、児童などの質問に正確にお答えができない場合などでございます。

次に、指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合、これはほとんど授業内容を板書、黒板に書くだけで、児童などの質問を受け付けられないなどでございます。

3番目といたしまして、児童などの心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合、例えば児童の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童などとのコミュニケーションを取ろうとしないなどでございます。これらのことにつきましては、毎年4月から5月にかけて教員の指導力に関する実態把握等の調査によりまして、教員の一人一人の包括的な実態把握を行っております。

現在の板倉町の教職員において問題とされた先生の報告はございませんが、先ほども申しましたが、過去に遡りますと職務の遂行に支障があり、教師としての必要な適格性を欠くと判断され、退職した教員がおります。

以上でございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 先生の資質、今3つほど挙げてもらいましたが、これは先生になるための最低の条

件だと思います。そのために先生に教員採用試験などもあります。

そうではなくて、ちょっと視点が変わるのですけれども、先生の資質はよく聞く話では生徒に暴力を振るう。自分が小学生のときはよくたたかれました。それは、親が悪いことをしたときはたたいてくれというのも実際聞いたことがあります。今はそれもほとんど禁止でありますし、それはなくなっていると思うのですが、そういった事例、今もうほとんど皆無なのですか、暴力を振るう先生みたいなのは。

○今村好市議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ただいまのご質問にお答えします。

暴力を振るっている教員はおりません。また、暴力を振るっているということになると何かの処分の対象になるということで、学校のほうでも、県教委のほうでも服務規律確保ということで通知が参りまして、そういうことについては厳に注意するように、気をつけるように、また絶対に行わないようにという、そういう指導も度々参っておりますので、現在そういう教員はおりません。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これは、当町ではないのですが、よく新聞等で聞く話で、ついこの間も小学校の先生ですか、小学生の女の子にセクハラをしたといった事件がありました。それで、3年ぐらい辞めていたのです。また先生になって、また同じ事件を起こしたと、捕まったわけですが、セクハラで。そのときにその経歴というのが消えるのですか。これは、板橋かどこかのあれだったですけれども、ついこの間こういう事件がありました。

1度の不祥事によって一生できなくなるというようなことは、何でもそうですが、理にかなっていると思います。やはり被害者側に立てば誰でもそうですが、自分が受けた行為はそうやすやすとは忘れないと言います。大げさな言い方では、その人が生きてるだけでそのときの恐怖がよみがえってくると聞きます、俗に言うトラウマですが。ただ、残念なのは加害者はそこまで感じていないということです。教師も人間です。我々と同じで時には道を踏み外すのはしょうがないのですが、内容によるところが大きくなると自覚を持ってほしい。また、その面での教育委員会での役目も出てくるのかなと思います。そういった教師が、例えば当町に来るといったことはないのですか。再度採用するようなことは。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 お答えいたします。

例えば県内の中であれば、群馬県の先生であってそういうわいせつ行為や何やらで捕まって、懲戒処分を受けたといって辞めて、再度群馬県の教員試験を受けてという場合には、当然群馬県の教育委員会の中で情報はありますので、おそらく採用にはならないのではないかなと考えます。ただし、群馬県の教員であった人が、例えば県外で再度教員試験を受けたということになりますと、その情報は現在は伝わらないという、ただ本人が履歴書のほうに書けばまた別ですけれども、おそらく書かないのかなと思います。虚偽の申告をするのかなと、そういった場合には試験を受けられます。合格もあり得ます。ただ、そういうことがもちろん全国的に見られるということで、先ほど議員さんがおっしゃった、再度教員になってまた同じことを繰り返しているといった例も散見されますので、国のほうでもそういうことがないようにということで、情報共

有ができるようにということで、そういうシステムづくりに今取り組んでいる、検討をしているという段階でございます。

以上です。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 新聞にも書いてありましたが、学校は、教室は治外法権なのかと、これは被害者の親の言葉ですが、大変重みのある言葉だと思います。学校の外で起これば、例えば恥ずかしいようなことがあったとしたらすぐ警察来ますよね、学校の外であると。ところが、学校の中ですと取りあえず学校の中で収めてしまおうといった姿勢がどうしてもあるのではないかなと思います。この辺は、教育委員会のほうではそれを取り締まると、そんなこととしては駄目だよといった団体かなと思っておりますが、極力その辺も気をつけて注意していただきたいと思います。

この質問ですが、先ほども言いましたように12月の定例会でやる予定でしたが、時間がなくて今やっているわけですが、何月かはちょっと忘れましたが、板倉中学校で部活の指導員を募集していると、今見つけているのですよというような話がありました。その二、三日前の新聞で指導員、コーチですか、のセクハラ問題が載っていましたが、大阪のほうですが。私も板倉中学校が指導員を探している時期でしたので、気になったのですが、指導員、コーチ、誰かの要請なのですか、これは板倉中学校の。学校側または父兄側なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○今村好市議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝 教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝 教育委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えします。

誰の要望かということなのですが、学校の長であります校長の要望を受けたということになります。

その前に、部活動指導員につきまして若干お話をさせていただければ、部活動指導員につきましては、中学校におけるスポーツ、文化、科学などに関する教育活動に係る技術的な指導に従事するものであります。そして、学校の教育計画に基づき生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において校長の監督を受け、技術的な指導に従事をいたします。

この部活動指導員は、学校の働き方改革の視点を踏まえた教員の負担軽減を実現できるものとして位置づけられております。それとともに、校内事情などにより専門性のない教諭が運動部の部活動の顧問をせざるを得ない状況があったり、学校や運動部活動の指導が困難な場合、活動を指導する顧問が不足したりすることによりまして、部活動を継続または創部できない場合に校長が部活動指導員配置の要望を教育委員会に申し出るということになってございます。そして、その申請を受けた教育委員会は、指導員を配置する必要があると認める場合には予算の範囲内で指導員の配置を決定しているというところでございます。

先ほど議員さんからお話がありましたとおり、板倉中学校において、男子バレーボール部になりますけれども、1名の指導員がおります。

任用の要件といたしましては、1つに公務員ではない者、また当該部活動の技術指導に堪能である者、そして3番目に指導員としての適格性があると校長が認める者となってございます。

また、勤務時間などにつきましては土日、いずれかの1日、3時間程度ということになってございます。ちなみに、報酬につきましては時給1,600円ということになってございます。これが現状でございます。

以上です。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もちろん自分たちの時代では指導者と思いつきませんでした。ただ、この新聞によるとそのコーチがセクハラをしたわけです。それで、生徒はやはりその狭い中ですから、コーチの言うことを聞かないとレギュラーにさせてもらえないといったようなことまで新聞に出ていました。そういったことがないようによろしくお願ひしたいと思います。

子供たちからすれば、その時期に受けた事件ですが、一生忘れないと思います。大切な思春期です。見守ってあげたいと思います。先生も人間ですが、父兄からすれば教えるのプロです。自分の子供を学校に預けるとは先生に預けるというわけです。その点から見ると、先生の役割が必然的にはっきりしてきているのではないかと思います。何度も言いますが、教育とは教え、育てること。教えることは決して感情的に怒ったり、叱りつけることではなく、冷静に導いていく。もし感情的になって怒る先生こそ再教育が必要かと思っております。

教員免許更新制度が廃止されるわけですが、もちろん新たに新しい研修制度が導入されるころだとは思っておりますが、大変期待もし、注目もしていきたいと思っております。

また、これも繰り返しになりますが、いじめのパターンも一人一人違って、態様も様々だと思います。そこは皆さんの知恵を出し合って早いうちに解決して、もしこのような事件が当町にあれば子供を悲しみのどん底から救ってあげてほしいと思っております。

いじめについては以上です。

次の質問ですが、これもかなり時間がたっておりますので、1月末の話ですが、日本での新型コロナの感染確認されてから1月15日の段階で2年がたったと新聞報道があります。死者が1万8,000人、当然今ではもっと増えておりますが、まさに変異株との闘いです。そして、今年に入って、暮れからの話ですが、また新たなオミクロン株が加わったわけです。もちろん今はもっと増えておりますが、これは前とは比較にならない感染力を持ち、皆さんご存じだと思います。感染者による医療逼迫が目前であると毎日のように新聞、テレビ等での報道です。

アルファ株から始まり、オミクロン株へと移行してきたわけですが、一時オミクロンは入院率がデルタ株よりは低そうだと分かってきて、そもそもウイルスは通常感染力を上げ、病原性を下げる方向に進化すると専門家が話していました。オミクロンは、新型コロナの終わりの始まりかとまで言っておりました。また、北里大の先生の話では、二、三年かけて病原性が落ち、風邪のウイルスに移行するシナリオが考えられると指摘もあります。

通告書を仕上げて1月下旬から今月、3月までには何らかの答えが出るのかなと、ある意味オミクロンを持ちこたえれば、希望は出てくるような気にはなっております。それでも感染力を繰り返す中で性質が変わるため、油断はできないので、やはり3密回避、マスク、手洗い、基本対策に加えてワクチンの追加接種が必要であり、重要かと思っております。

そこで質問ですが、当町として新しいコロナ発生となると県や国より何らかの連絡が来るのか伺いたいと思っております。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 県から毎日私のところへ連絡が入ります、携帯へ、私だけ。それを共有をしていただくのは副町長、あるいは担当課長ということで、我が町でいえば玉水課長ということであります。基本的には全て共有をするわけですが、それは新しい病原体が出たときということではありません。毎日その日の状況がまいります。内訳は、まさに新聞で上毛さんとか地域紙も含めて発表されている内容に近いもの。最近の傾向は、昨日の分が今日入ってくるということにはなりますが、その昨日の分がしっかりと昨日の分で分けられていないという、前々日の調べ残りがあから、それもと、非常にあやふやになってきております。個人名の出身町を公表してもよろしいという方が板倉町何名、大泉町何名、館林何名、その他それすら困るといふ方は館林保健所管内何名等々も含めて入ってまいります。それを人数が、昨日もその話もちよこつとしたわけですが、例えば昨日はゼロ名です。おとといは10名私のところへは報告が来ておりますが、非常にそういう起き転びが最近多いのですが、その変化が1日だけでは、先ほど言ったように前日の残りも、前々日の残りも入っているという可能性もありますので、それらを考慮しながら判断を私なりにしまして、それが2日とか、3日とか、2日連続で10を、例えばその前は1か2だったと、今日10と、次ぐ日もまた12とか、そういった形が出たときできるだけその判断を早く。

まず、やるべきことは防災ラジオを使って、それは皆さんが聞いていけば分かると思いますが、多少の、もう2年も流していますと聞くほうの方々も、いわゆる情報を受けるほうの町民の皆さんも慣れとマナー化みたいなものが出てくるだろうことを前提として、流し方を非常に苦労しながら、僅かな微妙な言い回しも含めて、恐怖をあおり過ぎてもいけない、なおかつちょっとやはり緊急に注意を深めていただきたいとか、その状況を微妙に判断しながら文面を作り、流させていただいております。それらについては、担当課長がさらに自分の部下、専門職、保健師、あるいは看護師等もいますので、それらの判断も総合的に判断した上で文面作り等もした上で、私のところへ持ってきて、これで流したいが、いかがかという了承を、私のはんこをいただいた上のもものが流れるというシステムになっておりまして、今の状況ではそういう意味では連絡はまずは私のところへ来ると、同時に幾らか遅れて担当課長のほうへも、幾らかというのは、あとは担当課長から話をさせます。そういうことでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 町長は、町の代表でありますから、俯瞰するような立場で見ていただきたい。それで、細かいミクロ的なことにはなりますが、この新型コロナに、オミクロンですね、に対してどうしたらいいかと、町だけでは多分判断できない。もちろん県でも判断できないと思いますが、専門家の話とか、基本的には自分たちのほうが毎日テレビ見ているものですから、情報は入ってきてはいるのですけれども、町としてどのように予防していくのか、そういった指導は県からは来ない、課長のところへ。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ご質問ありがとうございます。

町のほうで対応については、国、県でどうしろとか、あししろというような指導をこんなふうにとっているはありません。ただ、啓発しようとしてこんなものという情報提供ありますが、先ほど議員がおっしゃられたとおり報道以上のものというのがなかなか来ていない現状です。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ここまでコロナウイルスが長引いて、問題も大きくなっております。当町でも専門家までいかなくても、専門部署の必要性があるのかなと思います。未知の病原菌、ただおびえているよりも誰か頼るところがあれば安心安全につながるのかなと思っております。これまだ続きますよね。そのときに多分自分もそのときはまた質問すると思うのですけれども、常に町長がこの件に答えるよりは、もっと専門的な人が、いや、こうだよと言っていただくと大変安心もするのかなと思いますが、その辺で意見ありますか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 こういった件については、私は先ほど言ったように大局的な判断を私がしているということで、それ以外は専門部署はコロナ対策推進室とか、そういう名前はつけていませんが、まさに健康介護課が、いわゆる専門部署という位置づけで、議員が言っているのは名の知れた学者を置けとか、どういうことを言っているのか分かりませんが、そんなものは末端の自治体では必要ないというふうに考えております。国及び県ら含めてこの利便性の高くなった世の中、情報一本が即座に必要とあれば流れてくるわけですから、国を超す、あるいは県を超す優秀な専門員が単一町でそれぞれ用意する必要もないわけですし、そういう意味ではしっかりと我々の求める、いわゆる議員が言われているようなことを県、国に我々が申し上げて、しっかりとした方向性と結論を素早く出していただきたいというのが我々が上に対する要望になるわけでありまして、一時国民が遅い、遅いと菅総理の、あそこら辺ではもう一般の国民のほうがほぼ情報は網羅して、早く出せばいいのに、まん延防止でも緊急措置でもですよ。その時点でどれが正解かはいずれにしても、最も頭脳と力と金と組織力を持っているのが国であり、県の中核ですから、それが判断ができないようでは困るということでありまして、逆に単一町でそれぞれ専門家をもしかして特別契約をして群大なり、自治医大なりも含めて例えばいるとして、それを委託をしてお金が国からたとえ来たとしても、小さい自治体の専門家それぞれが多少の見解の違いが出たりしたときには、もう全然取り返しのつかないことにもなるということも含め、司令塔は1本ということも含め、今の体制でやはり中央の国そのものがなぜ世界の先進国であるべき医療の状況がこんな後進国だったのか、あるいは次に備えると言っておきながら、なぜ備えが間に合わず、それだけいわゆるコロナの株分けが進むのが早いのかどうか分かりませんが、そういう意味では後手後手の今の日本の現状は憂慮すべき状況であろうと思いつつ、いよいよここに来て世界のほぼ先進国並みの状況、それは分からないという状況で、原因が、はっきり言えば。しょうがないから、国は手を引いて研究をもちろん進めながら、対応は経済を中心に、死ぬようなことはそんなにないみたいな判断になりつつあるというのが現状かというふうに昨日も私は分析をして、所信の世界観の中で述べたつもりであります。

以上。そういう意味では、あとは担当課。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それでは、事務的なことを質問したいと思います。

これ今朝の新聞の記事なのですが、接種について、低学年11歳から5歳までの記事でした。単なる記事ならいいのですが、板倉と固有名詞が出ておりまして、板倉では接種について理解した上で行っていきたい、リスクを含めた接種の周知に重点を置くところがあるが、この理解を求めるのは子供たちですか、それとも親にて

すか。説明はどのような方法を取るのか、急遽ではありますが、質問したいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ご質問ありがとうございます。

実際には予防接種ですので、5歳から11歳の方が小児対象になりますが、もちろん保護者の方は責任がありますので、ご理解していただく。また、本人も接種をすることをちゃんと理解をして、だまして連れてくることがないようにということもありますので、きちんと理解していただくということで、国が準備しております説明書を基に説明書を個人に配付しております。それを十分読んだ上で、連絡いただきたいというような予約の取り方をさせていただいております。ですので、いきなりラインで好き勝手に予約というのではなく、まず先行してコールセンターを利用して予約の受付をしたいということで、今週から始めるところでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 オミクロンが流行し始めて、当町でも感染者が増加の一途であります。町内での感染者の傾向ですが、もちろん個人的に結びつかないことを最大限考慮していただき、統計表みたいなものを作る予定などはないでしょうか。町内でのデータの公表となるわけですが、いまだにどこで何をしたら感染したのか分からないのが現状だと思います。1つの指針としてそういったことも必要かなと思えるのですが、意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○今村好市議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 大変ありがとうございます。

先ほど町長から申し上げましたが、実際には町長のところには速報ということで、昨日の検査結果、何名の患者が発生しましたというような数値がまいります。実は町と県との協定の中で陽性者についての情報の提供、あるいはこの逼迫した状況の中で自宅療養者というのが増えてまいりまして、その状況も提供されることと決まりました。しかしながら、議員ご承知のとおり年明けからの爆発的な感染拡大がありまして、県からも町ごとの集約ができないということで、情報が実は1月中旬から全く滞っている状況で、担当部署でもどこにどなたが何人かという把握が全くできておりません。実際のところ、年内のうちは全員協議会、あるいは区長会等々で詳細等がお話できたのですが、年明けからはお話しできていないような現状でございます。町といたしましても、実数が報告できれば町民の皆様に啓発の意味で有効ではないか考えているところがあるのですが、実際のところが把握できていません。感染拡大に関しましても、学校への本人からの連絡、あるいは県が出しているホームページの速報値というところで推測しているところでございます。

実際のところ、実際の人数が分かりませんので、県の発生状況から推計してみましたら、先週の状況で県の割合で、人口から割りますと大体板倉町でも400名ぐらいの感染が累計であってもおかしくないような状況ですので、一概にこの数があるとは限りませんが、それ相応の数があるのかなと思っています。実際に担当としてもそこら辺は歯がゆい思いをしているところでございます。

実際のところが把握できていません。感染拡大に関しましても、学校への本人からの連絡、あるいは県が出しているホームページの速報値というところで推測しているところでございます。

実際のところ、実際の人数が分かりませんので、県の発生状況から推計してみましたら、先週の状況で県の割合で、人口から割りますと大体板倉町でも400名ぐらいの感染が累計であってもおかしくないような状況ですので、一概にこの数があるとは限りませんが、それ相応の数があるのかなと思っています。実際に担当としてもそこら辺は歯がゆい思いをしているところでございます。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 密が駄目、手洗いが必要、マスクをしてください、これに尽きるわけですが、もう

3年目になるわけですが、誰でも守っているはずです。特に日本人は外出する皆ほとんどマスクをしております。それでも感染者が増えている。テレビ、新聞だけの情報でなく、もっと身近な情報があれば安心なのかなと思っております。感染した人はもちろん、よくよく注意していたと思います。当たり前の話ですが、それでも感染してしまった。感染をしてしまった原因は何だろうと考えると思うのですが、それが聞き取れた範囲だけでも当町からの報告といった形で公表できればかなと思っております。以前と違って誰でもかかりやすい感染症になってきまして、当町におきまして先ほど課長が言いましたように300人から400人以上、現状となっている今です。珍しくない病気かなと思っております。悶々とした人が一人でもなくなればと思います。

これまたまたですが、自分の知人で感染した人がたまたまおりまして、自分なりに質問してみました。家族は濃厚接触者、どのような経緯であったかを聞きました。病院に行ったきっかけはという問いに対して、熱が出た、そのときは家族一緒です、熱が出た。検査をしまして、その日のうちに陽性と出て、自宅療養となったそうです。入院しなくて大丈夫だったのですかと聞いたら、若いから、入院はしなくて大丈夫と病院に言われたそうです。陽性と出てからは保健所管外となり、これは古河市ですけれども、アプリで毎日様子を聞かれると言っていました。特に熱ですか、何度、報告をしなくてはいけません。毎日連絡は取っていたと聞きます。日にちは、感染者は10日間自宅療養、濃厚接触者は7日間と言われたそうです。主に家族になるわけですが、家の中では完全に別々に距離を取って過ごしたので、誰にも感染することがなく、おかげで10日間で出てもいいといったようなことが保健所から来たと言っております。うつりやすい割には、うつらないのだなと自分も思ったのですけれども、それで家族の中には子供ですから、ワクチンまだ一度も打っていないといったような子でもうつらなかった。幾ら隔離したとしても、同じうちに住んでいるわけですから、だからその辺も実に分かりづらい感染症なのだなと思います。どこで感染したのと、これは当然病院でも聞かれたそうです。ただ、これ私的なことだったので、言わなかったのですけれども、私には教えてくれました。会社だそうです。社長がかかっていたとかと。社長が病院に行かないのですって、普通に生活した。これ社長は日本人ではないのですけれども、これぐらいの熱では大丈夫だということで毎日会社へ来た。だから、会社はクラスターになったと思います。だから、こういう人がどこへでも買物に行ったりなんだりかんだりしては、これは増えていきます。その辺も幾ら外人だとはいっても、外人といっても韓国人だそうですけれども、外人だといってもその辺の常識、それはやはり症状が軽いといったような。このかかった人は、2回目のワクチン接種のときと同じ症状だと言っていました。3日間熱が出たそうです。ああ、そうということで、だからもう3回目は受けませんと、抗体ができたのでって言っておりますが。

このように何でもないような質問ですが、これも一つの問題定義にもなりますし、あっ、そういうものなのだということで、聞いた人は1歩前に出られるのかなと。もちろん感染しなければそれにこしたことはないのですが、やはりこういった聞ける人から聞いて、重い人、軽い人、症状が出ない人、やはりまとめて出していただくというのもいいのかなと思いますけれども、全員に聞くというのは難しいですけれども、ただあまりにも身近にいるものですから、特殊な感染症には思えなくなっている今現在、その辺から新しい板倉町の考えということを発表いただくのもありがたいかなと思っております。

以上です。

では、次の質問に行きます。これ館林との合併の話なのですが、事の発端といたしまして、館林の首長が

替わりました。そのときの選挙のときのマニフェストが端を発しているのかなと思っております。単純に当町に対して耳触りのいい言葉が並んでいたのかなと思っております。ただ、最近では最初よりテンションが下がっているようにも思いますが、それよりも何よりも2月26日の新聞、ほとんど答えらしきものが発表されていまして、通告書に出しました質問はある意味新聞記事によって意味をなさないのかなと、言い換えれば当町の答えがはっきり出たものかなと思っておりますが、その辺で何か意見があればお聞かせ願いたい。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 26日にまさにその事前の議会でお話をしたとおり、全協で館林の文化会館の一室でそれぞれ4人、私も含めた2人の首長が記者を前にしてすり合わせをその事前に発表したものに対して納得できないみたいなお互いの首長が論戦になってはいけないので、もちろん我がほうはこういう発表をしたいと、館林市も同じ意味で、それぞれが全く関与せずにつくったものの文書を発表する内容の意見交換を、その文書を交換しまして、この部分についてはちょっと納得できないとか、多少のお互いの文書を調整をして、共同の発表の場ですから、いろんな角度から聞いてもそんなに大きな食い違いがないようにという手順を取っての発表の舞台であったわけでありまして。

新聞社が6社か7社、ここへいる茂木さんも来ていましたけれども、もちろん茂木記者も。そのほかにNHKとかあったわけでありまして、それぞれ小2時間、1時間半ぐらい記者会見をさせていただいたわけですが、新聞の記事の量、読売新聞と毎日新聞では1対3ぐらい違う。半分弱、読売は。一番長く取り上げたのが毎日、その次が上毛さん、あとは同じようなところというようなところでありまして。朝日さんが3番目かな、上毛、朝日が同じぐらいかな、みたいなところでありまして、内容はそれぞれ読み分けてみると微妙に言い回しが違うということで、それが取材をされた記者さんの日頃の取材を踏まえた上での記者会見における判断とか、いろんなものが加わった上での27日の発表に至った文面になったのであろうというふうに推測をするわけでありまして。

そういう流れの中で、まさにいずれも無期限延期ということについては前の、いわゆる3年前に向こう3年間の休止をとということで、発表したものよりも明らかに後退をしているということはどの新聞ももちろん根底にはあったわけでありまして、最たるものは毎日新聞ですが、館林の市長の公約は1年にして破綻とか、読めばいろんな表現が書いてあり、それはまた新聞社の名前は出ていますが、今言っているように、記者個人の主観も入ったものということで、表現の差は出ているのかなという感じはいたしますが、基本的には表現の差はあっても休止状況が今までよりもさらに後退をしたということは間違いのないところで確認をしての発表、それが基でさらに無期限の延期をするという発表の舞台をつくったわけですから、そういうことでありまして。

我が町としては、せっかく持ち上げた合併協議会、それも50分の1の発議、50分の1ですから、板倉町の、いわゆる町民の判断は多数だったか少数だったか分かっていません。法の仕組みによってたった50分の1で持っていかななくてはならないという板倉町のこの発議を相手先に届けなくてはならないということから始まり、法の手続にのっとって進めたものでありまして、私どもの判断は当初から議会の中では反対が多数、町民の中では針ヶ谷町長がどちらかというよりも反対と、その中で私も2回闘って、1回目はそういった

わゆる論点にはならなかったのですが、2回目のときには合併も絡んでまいりまして、私は積極的な推進論者であり、話がうまくいけば合併は当然できるもの、あるいはしたいものという自分の心の中のものを前面に出して闘ったということでもあります。その結果が2回目は私が当選をしたということからすれば、それだけを見ても民意は合併を推進しなさいという方向性、合併しなさいではないのです。合併を推進してほしいということの意向は明らかになったということでもありますし、またその直後当選した後に23年だったかな、最初のアンケートを取らせていただいて、いわゆる町民の皆さんの意向が町長の意向に添うような結果、約六十七、八%が合併協議会において積極的に話し合えというような結果であったろうと思いますし、それを基にまた私も心強い援軍もあって推進をしてきたわけではありますが、お見合いをしてみたら、最初はすばらしい相手かなと思いましたが、やはりなかなか見えないところが話し合いによって見えてきた面もありまして、これは町長としても想定をしていなかった部分。なぜ合併を模索する中で、仮のシミュレーションであっても4億円から5億円の当初は合併による、いわゆるお金による効果も生まれる。それを給食費1つを見ても、板倉町は五、六千万円、館林は3億円ぐらい。3億5,000万円は、十分それだけを見ても浮くではないかと。したがって、当然その浮いたもののお金はそこへ充てるとして、そのサービスは館林が全部恩恵を受けるわけです。板倉は、現状の給食費を無料化にして手伝った、これでは物足りないから、さらにレベルを上げてほしいといったことは一言も言っていない。

そういったことも踏まえて、板倉からすれば幾らいつでもできるはずの、四、五億円浮くお金は何に使うのと、それはここにいらっしゃる青木議長も含めて、当時今村副議長も含めて、そういったものはいわゆる相対して論戦を挑み、納得のいく答えが前市長から出なかったということで。それを含めて、その他幾つかの項目において非常に話をしたから、これも青木氏とは議論になりました。幹事会だけでなく、上がらなかつたら我々に直接合議でやらせろとか、いろんなものも議論としてはあったのですが、いわゆる合併協議会の規約として協議会でもむものはいかにどういうふうに理解しようが、幹事会でもんだものを上げてきて、それを協議をするという、そういう規則になっているのです。それは、みんな協議会の委員が納得した上でそういう規約を認め、一応その手順で上がってこなくなってしまうようなものが、いわゆる結論がなかなか導き出せないというものが4つ、5つあったやに考えて、それを積極的に、いわゆる意見交換をしたのですが、暗礁に乗り上げたというのが休止の原因であったわけであるので、その原因が少しでもこの3年間の間で前進をするなり、あるいは埋められるなり、なくなるなり、ぶっ壊れそうな原因が、休止はイコールぶっ壊れそうだという考え方がその当時当然あったわけですから、その原因を取り除くための休止期間を経て、我が町へ来てまた始めたいというのであれば、当然そういった条件が、いわゆるそれを我々が簡単に言うと笑顔を浮かべながら厳しいやり取りもするのですが、でもお土産は持ってこられたのかとか、極論言うとなんな口調でも意見交換をするときもありますし、具体的にそのお土産は何ですかと、休止になった原因の中の4つ、5つと全く違うものなのかどうなのかとか、いろいろそういった真っ正面からの質問をしたり、例えてお土産話をしたり、いろんな角度からした結果として。

○今村好市議長 答弁中ですが、時間超過しておりますので、まとめてください。

○栗原 実町長 新しい提案がなかったということでありまして、なぜ新しい提案がないということは分かりません。館林ができないということなのだろうと推察する以外にない。そのことを館林も認めて、さらに無期限の延長に、延長というのは、だから記者によってはもう実質破綻をしたという表現を使った人と、我

々は一応は協議会も解散をせずにおくということと、それはいわゆる条件が、いつどういう条件で満ちるか分からない、あるいは4年間に1回首長の選挙があったり、議会の選挙があったり、あるいは世論の、例えばこういった戦争みたいな大きなハプニングによって世論が大きく変わる場合もあったり、特定できない不測の事態もいい意味で起こり得ることも含め、来年できるようになるかもしれない、全部のんでしまえばとか、いろんな可能性を残して、いずれにしてもいわゆる機は熟せず、しかし解散はせずというばら色の、あるいは取りようによってはそういった方向性を打ち出して、それを発表したものであります。

したがって、これは両市町が責任を持って発表したということでもありますから、そういった条件が満ちるまでは一切基本的には合併協議会での話し合いはもう始めないということが確定をしているわけでもあります。加えて、それと並行して1市1町とか、1市2町とかというようなものも含め、そこに微妙に明和という話なんかも出てくるわけですが、あるいは広域的とか、あるいは館林市そのものの財政力アップとか、あるいは近隣に対する交通網の整備とか、微妙に考えるとそれなりに努力をこれからしていく方向性も示唆もしておるわけ、出ているような感じもいたしますし、我が町は我が町として何らかのこれからの状況が起こるのか起こらないのかも含め、今現在はそういう状況だというふうに認識をしております。

以上。

○今村好市議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 語り尽くせない事案だったのでしょうが、時間ですので、また時間をいただき、質問をしたいと思います。

本日も明確にお答えいただき、ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で森田義昭議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

10時15分より再開をいたします。

休 憩 (午前10時06分)

再 開 (午前10時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。通告書に従いまして、質問のほうを進めさせていただきたいと思いますが、先日の冒頭の町長の施政方針の話の中でも、ロシアに対する意見がございました。ウクライナという国に対して指導者の一言で人命を無視した戦略、いわゆる戦争が起こっています。世界的に見ると内戦的なものは各所で起こっていた状況があったわけですがけれども、ほかの国に対しての戦闘というのは、七十数年ぶりの出来事かなと認識をしております。付け加えまして、核保有国ということで、核を前面に出して脅しをかけるというような非道に走ったことは、皆さんご存じのとおり私は被爆県の出身でございますので、なおのこと憤りを感じている次第でございます。

加えまして、しばらく前に核拡散防止条約という締結が行われまして、日本が署名するかしないかが話題になったことがあったと思いますが、今回の元首相の発言で署名できない理由が明らかになったかなと思っています。加えれば、そういう人の指導の下に日本国が進んでいたことを考えると非常に危機感を感じる今日この頃でございます。何はともあれ、一刻も早く戦争が終結をして、一人でも犠牲者が少ないことをお祈り申し上げます。

話は変わりますが、先ほどの森田議員の質問の中でワクチンの話が出まして、どうやって防止するのだというような話が出ましたが、この時期私キュウリを栽培していますけれども、1月に定植をしまして、ずっと朝の最低気温がマイナスでした。天候も雨がなく乾燥している状態、通年であればインフルエンザが蔓延する状況ができています。学校に対しても、今回はたまたまコロナワクチンによる学級閉鎖というのが何例かあったと聞いていますけれども、インフルエンザによる学級閉鎖はここ一、二年ない状況でありますので、これが副産物と言えるかどうか分かりませんが、以前から手洗いですとかうがい、そういったものでインフルエンザの予防というのはうたわれていたわけですが、手洗いをして、マスクをして密を避ければインフルエンザも防止できるというのが今回明らかになっていますので、ワクチン同様、今後もしそういうのを続けていければなというふうに考えている次第でございます。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。先日から3月の定例会が始まったわけですが、この定例会は新年度、令和4年度に向けての予算審議の定例会でもあるかなと認識をしております。先ほど話に出ました施政方針の中で町長からこの4年度の予算に向けてのお話、強い意思が聞けるかなと思ったのですが、書類を指して重点、主要、新規の内容がちょっと読み上げられた程度で終わってしまいましたので、改めてここで町長に令和4年度に向けての所信と決意、これをお伺いできればなと思っています。といいますのも、令和2年から新しい総合計画の下、町政が行われているかなと思うのですが、4年をめぐり、半期をめぐり見直しをするということであれば、来年1年で、令和5年度で取り返すというわけいきませんので、ある程度内容を煮詰めて、今年度あたりから遅れているものについては手を打つ等していかないと大きく負担がかかってくるかなと思いますので、そういうものも含めまして、この4年度に向けて町長のお考えが聞ければと思います。

中でも、今取り組んでいる中で北地区、東地区の緊急避難場所については、これは本年度中の早期の完成ということで既にお考えを聞いているわけですが、予定どおり進むことを願っていますが、これ以外にこの令和4年度どうしてもやっておかなければいけないということが町長のお考えの中にあるのかどうか、まずその点のお話をお願いいたします。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 せっかくのご質問でありますので、まず私が大局的に話をさせていただいて、あとは一定の期間企画財政課、まさに予算ですから、議論をした上での予算の案をつくり上げてあるわけですから、そういった部署の長から答弁をさせたいと思っています。

基本的に予算というのは、例えば3年間かけて1つの事業をしますと、1年目に1,000万円、3年間で3億円と例えばしますと、1年目で1,000万円、それは調査研究をする、いわゆる出発の費用。2年目に例えば1,000万円、3年目で例えば1億5,000万円とか、2億円とかということで完成をするわけでありま

して、今年中に持った予算はここまでというのがお金の裏側には計画として貼り付けるわけですので、予算は基本的にはいつも質問をされますが、使い切りの原則もありますので、計画したところまでどの部分も全てその精神で全力で、予算を持ったからにはここまでやりたいということで、それが単年度、1年で一挙に100%できてしまうものと中長期的なものとか、いろいろ分類すればありますのでということで予算を総合的に組みわせていただいております。

何が何でもということであれば、お金があれば全部何が何でも今年やりたいというところもあるのですが、特に今年、もう長年、例えば考えてきて、センター用地とありますよね。これ針ヶ谷議員もご承知だと思うのですが、何とかしなくてはならないとは思っていますが、あそこの使い道が非常に難しいということで、ずっと延ばし延ばしになってきているとか、それぞれ、あるいは今年になって4つの小学校が2つに確定をしてきて、体育館や学校や、例えば北と南の小学校やその後の体育館はどういう状況にしていけるだろうと、あるいはなるのだろうと、体育館も構わないで置いて雨が漏っていけば、学校は例えば生徒がいなくなってもその体育館は潰してしまってもいいのかとか、いろんな考察が必要になるわけでありまして、悲しいかな、うちの町は。4つを2つに学校をすることによって、経費が単純で2分の1に落ちることが総合的にはそういう意味での改革を進めているわけですが、でも例えば学校も避難所に使わなくてはならない。あるいは、体育館も屋根がさびていけば、塗装もしなくてはならないみたいなことで、例えば教育委員会は今年は今やらなくてはならないものを全て取りあえず挙げてみなさいと言いましたら、教育委員会のものだけでも5億円、6億円、もっとかもしれないぐらい大きなお金が必要であって、これもうしょうがないから、優先順位をつけてということで3分割、4分割、物によっては5年計画ということも含め、そういった非常に難しい作業をやむなくやらなくてはならないという流れの中で、突然4億円、5億円の予算を去年、おととしからつけたのがご指摘の北と東の高台を利用した緊急避難場所。住民の命を万が一、1000年に1度と言われますが、あした起こる可能性もあるということを考えるときに、その必要性の力点をどこに置くかということそのものも非常に重要な判断のお金の使い道の振り分けも変わってくるわけですが、どうせやらなくてはならないし、例えばやれるのであればということも含め、しかもぽつと出た、当初はそんな計画など持っておりませんでしたけれども、やはり国の指導、あるいは県の指導が集中的に、昨日も四十何自治体でしたか、リモートで利根川上流事務所、あるいは群馬県、あるいは日本の出先の国土交通省とも結び、嬭恋村、あるいは板倉町、坂東市も含めた本庄とか、全てのこの関東近辺の自治体、リモートで議会が終わった後、あれから1時半、飯食う間もなく1時間半の会議に出たわけでありまして。

ここで、今リモートですから、そういったにわかに重要性を増してきた人命に絡む災害対策として、早かれ遅かれどうせ安心を源とする事業ですから、お金がどのぐらいかかるのか、あるいはそれに対して国の助成金、補助金がどれだけ入れられるのかとか、まずは調べていただきたい。調べろということを示して、内訳で、例えば半分程度は国から来るとか、そういった条件が、それであれば急遽だけれども、その事業をぽんっとここに置いてということで、現実に議会のご理解もいただいて去年から出発し、今年で仕上げるといって段取りになっておりまして、この関係についてはできれば5月、6月、いわゆる出水期前に仕上げたいという気持ちでは来ているのですが、出発する、どういうふうに見積もっても2年以上は最低かかるという事業の体質的なもの、しかも補助金等々を考えるとということも含めまして、3か月前倒しを何としてもしたいのだけれども、多分無理だろうということも含め、一昔前の出水期、台風時、大水の心配がある

ということは9月をめどですが、そこまでに何とか、いわゆる自主的な万が一が起こったときの機能をそこへ整備したいということで全力を挙げておりますし、副町長、確約それなりにできるのかな、その時期的な面は。というようなことも含め、いろいろ、例えばあとは大きな事業として八間樋橋の解体なんていうのあるのです。

これは後になって、私も町長就任のときに前町長さんがなかなか造れなかったことを、そういった前段があって私が取り組めるようになったのかということもあるのですが、何とかやってみようということで、そのときに法的にも資金の内容についてももちろん新人議員ですから、新人で当選したばかりでは100%全部分かっているわけではないですから。後になってからはっきりしたのですけれども、八間樋橋の架け替えというテーマと八間樋橋の新設というテーマで、例えばその後の展開が大きく違ったようなことも国土交通省といろんな意見交換をしているときに、例えば八間樋橋の新設とすれば旧橋は、いわゆる今の八間樋橋のちっちゃいほうの橋は、例えば水郷公園の周遊の土手の上を回った散策道の延長とセットして置けたかもしれなかったですね、町長さんなんて、そのときにはもう遅しなのです。3年も5年も出来上がってしまっから、その節は大変お世話になって大きな補助金つけていただいてとか、たまたまそんな話が出て、そうすると地元に戻ってきて、例えば高瀬課長なら高瀬課長にこんな話をいただいたけれども、架け替えということはこちらを架けたら、こちらをぶっ壊しますというのが前提なのです。新設なら、隣に橋があっても新しくここへ架けるっていえばこれぶっ壊す必要はないという論理。そういったものを本当のこと言えば私の責任回避論に聞こえるという、そういうことを言うつもりはないのですけれども。そこまで私も事務的に国の申請の仕方とか、一応我が町もプロ担当を抱えてやってくるわけですから、そういうことも含めていろいろ反省点はあるのですけれども、したがって八間樋橋は何が何でも出来上がったら壊すというのが条件なのです。壊すことに最低小1億円かかるだろうと、あんな橋を壊すのにそんなにかかるかいと、四、五千万円を半分ではないのか、亀井議員にでも見積もってもらえなんて冗談言っていることもあるのです。でも、ならば例えば区長会さんや、そういった町民の皆さんを逆に動かして、今や遅し卑怯者と言われても、出来上がってしまったのだけれども、やはりこの橋は壊すのはもったいないから、散策道、自転車専用道でもいいから、ペンキの塗り替えぐらいで、例えば崩壊の危険も当面ないということを考えてときに、置くことのほうが1億円を動かす近道にもなるとか、いろいろ考えるのです。そういった理論を担当課と私の間でも結局はもう出来上がってから何年たつのだろう。五、六年以上やり取りをして、担当課の言うことはもしかしたら町長、それはそれで分かりませんが、通るかも、可能性も何%かあるかもしれない。でも、その先にまた国の補助金だのが必要になったときに、板倉町はうそつきだと、先のことを考えると、そういうことは担当課長としてとか、担当課として進められないとか、そういう意見のぶつかり合いが親分、子分の間でも結構あるのですよね、課長。そんなことをやった結果として、そうか、やむを得ないなど、最終的には約束して、そのとおりにやるのがそういうことかな。でも、今の板倉において、先ほど言ったように優先順位をつけながらでもやらざるを得なくなるのはものすごく想像以上にあるのです。後でそういう話も機会があったらお知らせしたいと思いますけれども。

そういう意味で、何が何でもやらなくてはならない事業っていっぱいありますが、今年予算の中で取りあえずはまずはさっき言ったような指摘をされた問題、そのほかに八間樋橋とか、これが億単位の事業になってまいりまして、その他については持った予算について1年で仕上がるものは1年でやれるように100%

努力を傾注したいと、そういうことで答弁としてお許しをいただければありがたいというふうに思います。

○今村好市議長 どうですか。議員、今の答弁でよろしいですか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。なかなか予算が限られていますので、年度内でできるものというのにも限られてくるのかなと。先ほどお話にあったように単価で5億円、6億円の要請が出て、それを判断で切っていくというような流れの中での今回の予算案の提起かなと思っていますので、その辺を考慮しながら我々も審査のほうをさせていただきたいなと思っておりますが、メインとしてはやはり緊急避難場所の設置を今年は全力集中で雨水時まで完成させるということかなと思っています。何はともあれ、この冬降水量は少ないので、夏場の雨量というのがちょっと心配されるところでもありますので、町長おっしゃったように早めの完成をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

今の町長の答弁の中にも出てまいりましたけれども、懸案事項、継続事業ということで幾つか板倉町にも課題が残っているのかなと思っております。私の思いつく範囲で通告書の中に列記をさせていただいていますので、失礼ながらその順番でお話を伺いたいと思っております。

まず初めに、今年度予算に上がってまいりました八間樋橋の解体についてです。これは、事業としては今年取り組むのだということですが、何年か計算だとか、計画だとかをして今年実施ということになるかと思うのです。これ1年で終わるのかどうか、その辺の流れを含めまして、課長の答弁をお願いいたします。○今村好市議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 お答えをさせていただきます。

先ほども町長のほうからお話ございましたけれども、この八間樋橋の解体事業の関係でございますけれども、旧の八間樋橋解体撤去事業につきましては、令和2年度に行った解体撤去に係る設計に基づきまして、来年度、令和4年度から撤去工事に着手する計画で進めてございます。

この撤去する旧の八間樋橋につきましては、群馬県が管理いたします1級河川に架かっておりますので、河川管理者でございます館林土木事務所と撤去工事に係る河川協議を今現在行っているところでございます。この河川協議において、橋梁の撤去工事が河川内の工事ということになりますので、出水期、6月から10月いっぱい、この間ですけれども、この間は工事ができないということで、余裕を持って工事を実施するようというような指示がございまして、館林土木事務所の指示を踏まえまして、3か年で解体撤去工事を行う計画でございます。

令和4年度の工事でございますけれども、上部工となります舗装面の床板、それから橋桁の撤去、それと下部工となります橋脚、これ全部で6か所ございますけれども、この6か所の地上に出ている部分、この部分の撤去を行うというような計画をしてございます。

なお、2年目でございますけれども、令和5年度におきましては右岸側の下部工、橋脚、橋台ありますけれども、地中に残っている部分、この部分を撤去いたしまして、3年目、令和6年度におきましては同様に左岸側の地中に残っている部分の構造物、これの撤去を行って、八間樋橋の解体撤去を完了するというような計画で進めてございます。

以上でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。今年度中に目に見える部分については、なくなってしまうというような今報告かなと思っております。河川に係るところでなかなかいろいろ工事も難しいかと思えますけれども、計画どおり進むようお願いを申し上げます。

以前NHKで、ドイツのアウトバーンの橋脚を一遍にダイナマイトか何かで爆破して、落下させて撤去するような映像も、あんなこともできるのだなと思って見ていたのですけれども、なかなか八間樋橋については難しい条件がそろっているのかなと認識をいたしました。安全に気をつけてよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、②番の先ほどの町長の答弁の中にありました資源化センターを含むセンター用地の開発についてですけれども、現在も資源化センターの建屋がそのまま残って、ある程度の維持費がかかっている状況かなと思っております。これも2015年に作業というか、活動をやめたかなと思っているのですけれども、しばらく時間がたち過ぎているのかなと思いますが、建物を改めて、その当時は町長答弁の中にも総合運動施設として再利用できればなというような希望的な観測での発言があったかと記憶しますけれども、現在それから年数がたっていますので、建物自体も傷んでいる部分も出てきているでしょうし、再利用するのにどうかという部分が出てくるわけですが、現在予定をしているあの部分の再開発についてお答えできる範囲で答弁をお願いいたします。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩 企画財政課長登壇]

○峯崎 浩 企画財政課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

平成29年、2015年になりますか、4月、広域ごみ処理が開始されるに当たりまして、それまで使用していたごみ処理施設については新しい施設にその役割を移行するため、解体撤去をするという当初は予定でございました。ただ、当時まだ建屋も比較的新しく、減価償却などを考慮した中で、建物を再利用する方法を検討することとなりました。

当時、町に総合体育館、総合運動場がなかったことから、旧資源化センター東の町有地と一体的に総合体育館、総合運動場を整備して再利用するという要望が多くありました。平成26年2月に資源化センター跡施設有効利用調査を実施しまして、建屋をスポーツ施設として再利用するための費用等の調査を行い、検討をいたしております。県との当時の協議においても、エリア全体で体育館、トラックなどの屋外運動場を一体的に整備する都市公園として利用することで、都市計画法の許可が不要となるとされておりましたが、当時より将来の少子高齢化が社会に与える影響が危惧されておりまして、本町においても時代の推移とともに少子化の影響を受け、町内の小学校の統合が行われてきたところでございます。

さらに、統合後の旧南北小学校の施設の有効利用を検討した結果として、旧南北小学校の体育館についても町の災害避難用の建物として有効活用できることから、今後も施設を維持し、平常時は地域の体育施設として利用することとなります。時代の推移として少子高齢化が進む中、旧資源化センターの施設利用について、総合体育館としての改修をしたとしても、現状小中学校の体育施設が地域ごとに分散して利用されている状況においては、施設を改修してその利用率についてはなかなか期待ができない状況となっているところでございます。

旧資源化センターの建屋自体も解体していない状態であることから、その他の処理施設としての用途は休止のままとなっている状況であり、現状では当面は現在の利用方法を継続しながら、さらにいろいろな活用方法について慎重に検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上となります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 南北小学校のところまで答弁いただいてしまった形になったかと思うのですが、センター用地については青写真はまだできていない状況という段階ですか。ある程度結論というか、こういうふうやっていこうというのが出来上がっているのかどうかです。さっきの町長の答弁からするとまだ白紙のようなお話だったのですが、建屋の中でごみ処理をする際に大きく下にえぐられているホールがあるのですが、ああいうのをボルダリング、ああいう壁を作れば面白いなんて東京オリンピックの前あたりで考えたこともあったのですが、あれからもうしばらく時間がたってしまいましたので、活用できるのかどうか。

建物自体もやはり年々老朽化をしていきますし、再活用するにも解体しか方法がなくなるという選択肢になってしまう可能性ありますよね。ですので、方向性ある程度やはり早めに固めていただいて、壊すなら壊す、使うなら使うというようなことで計画を進めていただければと思うのですが、その辺について課長のお考えをお願いします。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩 企画財政課長登壇]

○峯崎 浩 企画財政課長 ただいまのご質問にお答えします。

そういったところも含めまして、今後慎重に利用の仕方について検討の方法を考えていきたいと思っております。また、今後町としての各種事業、こういったところも総合計画の中で位置づけをされているところでございます。そういった費用と、そういった計画を踏まえながら将来に向けて検討を重ねていきたいというところで考えているところでございます。

以上となります。

○今村好市議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 新センターの土地利用の制限についてちょっと補足をさせていただきますけれども、ご承知のとおりあの一帯市街化調整区域でございます。現在休止している資源化センターにつきましては、先ほど峯崎課長から答弁申し上げましたとおり、その他の都市施設ということで都市計画決定をして建設をした施設でございます。ですから、都市計画決定をしないとすれば建物は建たないという、そういう場所があります。これを今後何かの目的で開発の許可とか、そういったものが取れるかどうかということでは、再三にわたって県の都市計画担当部署ともいろいろ下相談をしておりますけれども、先ほどの答弁の中でもありましたとおり、総合運動場としての都市公園であれば可能かなというような回答はもらいましたけれども、それ以外の活用が開発許可で見込めるかどうか、これを確認を過去しておりますけれども、やはり最先端技術を持った企業が進出するケース、これ以外はちょっと難しいという、そういう回答をいただいておりますので、いろいろ模索はしておりますけれども、具体的にこれならいけるといものが今現在見つけ出せ

ないということでありまして、現行の都市計画法なりが存続していく限りは非常に難しいなというのが現状でございますので、その点をご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 利用制限というか、土地利用の制限があるのは承知してはいますが、その中でいい話ができればと、いい案が立てばいいなと思っていましたけれども、先ほども言いましたけれども、事務事業評価等を通して維持費の削減に努めさせていただいていますが、ゼロにはなっていないと思います。いろいろな検査等もまだ入れているようですし、町長の言葉を借りれば負の遺産というふうな扱いになる日も近くなってくるのかなと思いますので、状況もわかりますけれども、早めの取組をよろしくお願ひしたいと思います。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ご指摘のとおり、新しい1市2町のごみ処理、今の体系が出来上がった時点で解体をするというのが前提条件でありまして、それは私が就任する前そういった構想が進むための前段の要素として、だから解体をするということについては何ら抵抗はないはずであります、一般論としてちょうど50年、あるいは60年の建屋が20年程度で償却をしてしまうと、それは私は貧乏人育ちですから、もったいないということと、何か有効に使えないかということと、解体をするのに2億円ぐらいかかる。新しく、例えばスポーツ施設でも、屋内の施設でもというと3億円か4億円、だからプラス2億円もすれば20億円、30億円の建物で、先ほど言った天井も高いですし、中学校の体育館程度が1つ、あとは小学校の小さい体育館等が1つ、2つ、柔剣道場ぐらいのイメージの部屋が1つ、あるいは先ほど言ったちょうどピットになっているところはボルダリングとか、そういったことで壁をはい上がる、そういった施設等も造れるなというようなことも当初もったいないということから考えてきたわけですが、体育施設は先ほど言ったように現状どんどん空いていくわけですので、北も南も学校はなくなったとはいえ、学生が利用しなくなったとはいえやはり地域のために体育館は置け、そのためには当然電気も含め、これは学校ももちろんですね。そういったことを考えると、今のそういった参考にして、こういったことも考えてもいいのかなというプランも、これから先の何十年という少子化が実現をほぼして、それを利用する世代になったときに町としての負担額の大きい負担になってしまっはいかかなものかとか、今検討をしまして、それも検討中というのをいつまでも続けるわけにはいきませんので、最終的には2択、一番いい方法はあの場所で商業用地として売れないかとか、先ほど言ったいろんなことも指示をして検討させているのですが、なかなか制約も厳しいということの中で、どうするかということも選択の一つになってきょうかと思っております。

ちなみに、館林の今のごみ焼却施設、既に館林市は古いものは壊してしまっ、この次造るときはまた今度は壊したその跡地のほうへなんて勝手にもう何十年か後の館林市の考え方を独り歩きさせて、定着させようとしているのかななんて思ったりしますが、そういう意味では非常に難しい判断でございます、また知恵をいろいろ参考ながら貸していただければと思います。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。先ほどの答弁のように区画が分かれていますので、一般

の体育館ですとやはり利用するバレーボールですとポールを立てたり、バスケットだつてゴールを出したり、卓球ですと台を出したりということで、その準備をして、片づけをしてというような一般の体育館の利用方法になるかと思うのです。そうすると、区画が分かれていればもう施設、その装置をそこに定着をさせて、そこで専門競技として利用をするというのも一つの手かなと。そうすると、社会体育のほうで手を入れやすくなってくるのかなと思いますので、そういった部分についてももしご考察いただければなと思っております。

旧北南小についても先ほど含めて答弁いただいたのですが、やはり第1段階としては緊急避難場所として活用しながら、空いているスペースについては今後検討、保育園も含めて利用状況を検討していくのだということで、本年度中は大体そんなところで終わる認識でよろしいかなと思うのですが、違っていたら答弁お願いします。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩 企画財政課長登壇]

○峯崎 浩 企画財政課長 それでは、ただいまのご質問でございます。

旧南北小学校の利活用につきましては、今年度町のほうでも利活用の手法等につきまして検討を重ねてきました。先ほど議員おっしゃるように、統合保育園としての利活用等についても検討のほうを行ってきた中で、結論としまして改修費用に高額な費用がかかってしまうということで、基本的な方針としては旧北小学校については非常に貴重な高台にあるということから、校舎全部を洪水時緊急避難場所、指定避難所として活用していくと、また旧南小学校につきましては1階及び2階については地震等の指定緊急避難場所、指定避難所として、また3階については洪水時に利用できる洪水時緊急避難場所として活用をするということで方向づけのほうを決定をいたしているところでございます。

以上になります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 となりますと、お話が出ていたようにボランティア団体含めて、一般団体からの利用申込み等は受けずに避難場所として独立させるという認識でよろしいわけですね。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩 企画財政課長登壇]

○峯崎 浩 企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、両校の旧南北小学校の最終的な利用法については避難場所としての活用が方針づけをされておりますが、南小学校につきましては1階、2階部分について、通常水害時はその場所等については避難場所としても利用できなくなる状況ではありますが、通常の中では教室等空いている状況でございます。そういった活用の方法として、地域からの短期的ないろんなイベントの開催、またNPO法人からも高校卒業資格の取得をサポートする通信制の学校を設置、運営したいのだという申出等もございます。現在こちらについては、群馬県のほうと用途変更等に係る都市計画法の許可等に関する協議を行っているところでございますので、そういった形で今後短期的には地域のイベントとしての利活用の方法、こういったところも含めて活用は行っていくというところではございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 北小については、常設で施設を置くってなると緊急時に撤去等の弊害が出てくる

かなと思いますが、南小ですとそういうのは可能かなと思いますので、利用希望団体あれば積極的な貸出しをして、にぎわいを生む作用に一役買っていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

最後に、町道1-12号線延伸事業、これがここ一、二年で出てきたわけですが、今調査が入っているかなと思うのですが、4年度の進行計画をお願いいたします。

○今村好市議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 お答えをさせていただきます。

町道の1-12号線延伸事業ということで、4年度の予定ということでございますけれども、町道の1-12号線主要道路延伸事業、この事業につきましては令和2年度になりますけれども、県道板倉-糺谷-館林線との交差点から北に向けまして概略設計を実施しておりまして、道路線形、それから概算工事費等の算出を行ってございます。

また、この道路の工事着手するまでには前段の業務といたしまして、用地測量、それから道路詳細設計、それと地質調査、また用地買収や物件補償、こういったものを行うため、その経費合わせますと相当な事業費に上ると想定をしております。

令和4年度でございますけれども、概略設計で検討いたしました道路線形を基本に、本事業が国庫補助事業として採択していただけるように群馬県と協議を進めていきたいと考えてございまして、またその採択の状況によって事業の実施時期を見極めていきたいというふうに考えてございます。

この事業、先ほど申しましたように多額の経費が想定されますので、令和5年度以降におきましても国庫補助事業で実施できるようにこの事業の推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。板倉町の特徴としまして、東西に延びる道というのが何本かありますけれども、南北の道が少ないのだということで、これ常日頃から町長もご発言なさっていることで、その目的達成のための一案かなと思っております。緊急避難の際も重要な主要な道路になってくるかなと思いますので、状況的には厳しいところもあるかと思っておりますけれども、各年度ごとに目標を確実に進めていただきまして、早い時期の完成というのを目指していただければなと希望しますので、何とぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

そういうことで今4つ挙げさせていただいて、その後に「等」ってつけたのですが、これはそのほかにもあるのかなということで「等」をつけさせていただきましたが、御覧のとおり時間も制限されてまいりましたので、「等」については次回以降思いつき次第質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、先ほども質問の内容と合致する部分があるのですが、館林市との合併協議について通告させていただきました。先ほどの森田議員との答弁の中である程度お話をいただいてしまいましたので、どの部分をお聞きするかなって悩むのですけれども、よく分からないのが町と市、これの違いがよく分からない人が多いのかなと思うのです。同じ自治体の一くくりということになってしまうと、町でも市でもいいではな

いかということになってしまうのですけれども、町と市、人口の制限がありますので、その人口が多い、少ないというのはあると思うのですけれども、行政面で何か違いはあるのかどうか、違いがあればどんなことなのかというのを報告いただければと思います。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩 企画財政課長登壇]

○峯崎 浩 企画財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

市と町の事務処理において特に大きな違いとしましては、福祉行政につきましては市と町で大きな違いがございます。市になると社会福祉法によりまして、福祉事務所の設置が義務づけられておりまして、生活保護支給の決定や障害児福祉手当の支給、家庭児童相談に関することなど、住民に身近な事務を市が直接行っております。

また、都市計画法上でも都市計画法に基づく開発許可事務及び建築基準法に基づく建築確認申請に関する事務は、特定行政庁を設置することになるため、県が行う申請受付から決定までの事務を今度は市が直接行うということになっております。こういった権限の違いがあるものでございます。

以上になります。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 大まかな面では市も町も変わらないけれども、やはり市になることによって特例的な部分というのが出てくるのだと、特に福祉の部分と都市計画の部分で積極的な、町よりもやりやすくなるというか、福祉に関しては手当てが厚くなるでしょうし、都市計画の部分については県の指示を仰がなくても市独自で行えるような認識でよろしいのかなと思うのですが、大丈夫でしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実 町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど申し述べた課長の答弁は、手続に違いがあると、直営で、例えば市はできるし、小さい町は県を通して代行するとか、手伝ってもらおうとか一緒にやるというような委任というか、委託というか、そういう違いで、サービスの差はその市なり自治体の財政の違いも含めて、ですから普通であれば市と板倉町で比較すれば、針ヶ谷議員のそれは違うだろうって今ちょっと答弁しているのですけれども、館林のほうが絶対厚いわけでありまして。でも、物によっては板倉町が厚い、その部分が譲れない。だから、これは総体的にお金があるなしも、財政のゆとりがあるなしもありますし、首長の考え方でハードを優先するか、ソフトを優先するかとか、なぜ自治体はあるかという地方自治法を読んでも、第2番目に自治体が存続をする意味は住民の福祉の充実を図ることを目的とするみたいなどころがあるのです。

例えば今回合併は館林と協議をするに至って、基本7原則というのがありまして、第1番は要するに両方の自治体の違いを1つにすることであると、それは住民に迷惑をかけないということ、だから基本的には1国2制度的なものは想定、基本的にはなされないということでありまして、続いて2番目が誰が考えても分かるのだけれども、福祉のサービスの高いほうに合わせることを原則とするのです。それが2番目。不思議というか、それより大きく3番目、4番目に財政の健全化も併せて見ていくと。だから、いつも板倉との議論の中で、例えばサービスを上げるといことはお金がかかることになるから、そのお金がかかるのを合併することによって浮いた銭で充てられるではないかという議論に対して、そこがかみ合わないというこ

となのです。

そういう意味では、住民の福祉を下げるということは町民が賛成をしにくい環境になるということが一般論でいえば前提になるということも含め、どうでしょうかとは改めて私も聞きませんでした。板倉町から選出をした合併に対する委員さんの12名中10名の方はやはりここで立ち止まるべきだと、この問題を解決してから話し合うべきだというようなことで3年間の休止が誕生したわけですが、館林の前市長は休止を、館林から、私は廃止でも構わないと言ったのです。休止でもいいし、廃止でも構いません。それは、我が町の要望が受け入れられないから。それに対して、館林の前の市長さんは休止でお願いしたいと。休止というのは再開を前提として、だから努力をするはずだろうと思っているわけです。でも、2年間何の努力もせずに3年間決定をした市長さんが2年目で改選を迎えて、板倉町と結婚すると、一緒になると館林は破綻すると堂々とユーチューブで街頭演説したのが流れて、私も確認していますけれども、それを山本知事がちっちゃい町の言うことなんか聞くことはないみたいな言いっぷりで応援演説をぶったということも含め、ですから私は山本知事に対しても群馬県のトップにある者が館林の市民の、あるいは近隣自治体の判断に直接介入するような危険性も感じる、いかがなものかということでブログにも書きましたが、そういう意味ではそういう問題が原点で今日まで来ているということでもあります。

ですから、大きい自治体だから、市だから、自動的に福祉のサービスが厚くなるということはありませんと思っています。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 すみませんでした。仕組みが変わるということでよろしいですか。

「[そうです]という人あり」

○6番 針ヶ谷稔也議員 先ほども話ありましたけれども、平成23年にアンケート結果、それに基づきまして合併協議を推進してきたわけです。町長、覚えています、これ。若い頃の写真。

「[はい]という人あり」

○6番 針ヶ谷稔也議員 この町長選の公約有言実行とこの裏面にはうそのない政治ということで書いてあるわけですがけれども、これで協議が無期限延期になってしまったわけですがけれども、町長がうそつきにならないかどうか心配しているのです。この町長選は、やはり何票とはいえ合併賛成者の票が動いているわけです。これ推進派の町長のほうに入ったのも確実なわけですから、そういった有権者の意識等を含めて、この無期限延期がうそに当たらないのかどうかというのを非常に危惧しております。

先ほど来話がありましたとおり、新生児の数が今年度で登録で29人で、転入者を含めて36というのが昨日の常任委員会で報告があったかなと思っております。それに加えて、年間お亡くなりになられる方というのは100名を超えているかなと、200名近くの方が毎年お悔やみ欄で確認できるかなと思ってます。トータルしますと年間100から150が減少傾向に、板倉町現実としてあるわけです。ここ一、二年の問題としてはそんなに大きい問題ではないですけれども、大きいスパンで見るとやはり回復する見込みがないのであれば人口減少というのが進んでいくのだろうと。では、10年後、20年後に板倉町がどういう状況にあるのかというのを今からやはり想像して手を打っていく必要もあるだろうということで、この合併協議というものに関しては非常に関心を持っております。

合併というのは、そもそもどういうものなのだと、ほかの地域で平成の大合併を含めて合併が行われてい

ますけれども、その条件によって合併してよかった、よくなかった、いろいろな意見がございます。では、板倉はほかの館林含めて合併をしたときによくなるのか、悪くなるのか、その辺の心配も含めて町長の今の答弁があったのだと思いますけれども、市と一概に言いましても市もランクがありまして、10万人未満の市と10万人以上の市ではちょっと市のランクは変わるよというようなお話あると思うのです。そうすると、館林と板倉が1市1町で合併しても10万を超えないと、9万ぐらいで収まってしまうということであれば、もう一自治体含めて10万超えたほうが、さっきの話ではないけれども、仕組み的に市としての活動がワンランク上がってくるだろうというような認識を持っております。

そういった中で、無期限延期ということになると合併に関して何にも考えなくていいのかという話になってしまうのもちょっとどうかな、先ほどの話の中で思っております、この先そういう部分で将来的な部分について協議を含めて、先ほども明和町の話が出ましたけれども、広域活動を見ますと1市2町、館林、板倉、明和が同じルールの下で活動をしているのは、これは皆さんご理解いただいていると思いますので、素直に考えれば1市2町が一緒になればいろいろルールも今までやってきたことと同じことをやっている部分があるのでというような認識になるかなと思うのですが、最後に2分程度になりましたけれども、その点について町長がうそつきにならないためにこの協議含めて、1市2町を含めてどのようにお考えか2分間で答弁をお願いして、今日の質問は終わりにしたいと思います、町長、よろしいでしょうか。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 まず、うそつきにならないようにというご心配いただいて、誠にありがとうございます。物事は、一生懸命やっても一生懸命やっていないという人もいますし、世の論理を一々気にしては政治はできないという論理も一つあります。

それはそれとして、それは別にして、この間の記者会見でも休止は解散をしていない。いわゆる合併協は解散をしていない。ここに茂木さんもいたのですが、機が熟していないということで、熟するのはいつかと、それが分かればそういう表現使いません。国が突然、板倉町だけが少子化ではありませんから、館林の立場になって給食費は全面無料にすると例えばなれば、大きな障害がある。そういったことも含めて、何が起こるか分からない中で方向性をびしゃっと遮断をすることよりも、せつかくつくられたものだから、いろんな機会にすぐ対応できるようにということで、しかも板倉町が拒否したのは、私はだってどんな人でもお見合いをしたら結婚しますよみたいな表現は、多分マニフェストには一切使っていないと思うのです。合併を推進し、町民の幸せを目指して頑張りますという趣旨で多分書いてあるはずなのだけれども、それとて町民の人何割かは合併を約束したのだから、うそつきだった。そういう話を毎日新聞から多田市長がこの間物すごい圧力で攻撃をされたので、ここに新聞記者の茂木さんがいますから、私も言ったのです。そうしたら、それが助っ人を出したというような取られ方もあったのですけれども、私も4回当選させておまして、一生懸命合併の問題には推進論者で、今も推進論者で、それは今針ヶ谷議員が言ったような将来を見据えたときにコストをどうしても下げて、やはりその分浮いたお金をサービスに回すという、そういう基本原則からすれば、推進論は決して間違っていないと。ただ、いい面ばかりはないだろうと。いわゆる政治が荒くなったり、遠くなったりというのはやむを得ない面もあるし、そういったことも含めれば町民の皆さんは常にいかようにも判断をするでしょうから、それは町民軽視ということではないですよということも含めて、

そういう意味で茂木さんなどがいるときに私も板倉町で大うそつきだとかいっばい言われているのですよと、何だか針ヶ谷議員の心配してくれるぐらいならいいけれども。それには、それはこの間の記者会見の席でも、板倉町から断っているというよりも、板倉町の理論は正当であって、それを一緒になろうと口だけで来ているながら何も、いわゆる解消すべき方策を持ち出さない、あるいは努力をしない今の館林は私からすると魅力がないと。そういうようなことも含めて、それが断る、延期をする理由になっているのだということで、一生懸命努力をしているということから、それを何人の人が私を信じるか信じないかは、それは世論にお任せをして、うそつきと言われる筋合いではないというふうに私は感じているところであります。

それを含めて、機が熟せずという言葉を使ったというのは、この間もこれも記者会見で述べていますよね。一番日本語で、そういう言葉きり、だって当てはまらないでしょう、隣に隣の市の首長がいて。館林は銭がねえのだろうとか、本気で口だけでやる気あるのかとかなんていう罵り合いをするための記者会見ではないですし、我が町も3年間の中で努力をしたかと、だからそれは足して2で割れば板倉のアンケートを取って、このアンケート表を持ってきていますけれども、合併協議会の板倉町の代表者はばかばかりそろっていると、子供だって分かると、相入れない状況が2つあったときには足して2で割ればいいのだって。でも、悪いけれども、今日はこういう場だから言いますけれども、板倉町を代表して行った協議会の皆さんは、そんな単純な理論だけで物事を判断しているはずはないということも含め、足して2で割っても板倉町のサービスは半分下がるのです。館林は上がるのです。だから、原則の2番目の高いほうの水準に、それが堂々としっかりと書いてあるのです。それは、財政を必要とするということを考えれば、でもその財政は青木議員も言っているのです。何とかなるはずではないかと、これは最低限の見積りで、向こう10年間を見ればもっと出るはずだ、努力をしていけば出るのだと、でも館林は出すということの答えがなかったということであれば、そういう意味では機が熟していないのだろうと、幾らこちらが言ったとて。

あとは、例えば機が熟せずがこういう考え方もできるのではないかというような中で1つ、ちょっと長くなって申し訳ないけれども、明和町という話が今さっき出てきたということですよ。1つの方法として、私は1市2町、2人の話合いよりも3人になれば話合いはもっと難しくなるだろうという考え方を持っています。だから、1市1町で合意をしたら、また1市1町で今度は新館林市と明和という、そういう連れで話合いの方向性のほうがいいのかという考え方を持っておりますが、でも今度の館林の市長は明和町の町長とは不動産屋も仲間だし、いろんな面で信頼性も高いでしょうし、前の須藤さんと違って明和と合併協議会立ち上げたとするとき、板倉町が例えば条件がのめるのめないは別として、館林と明和が一体となりつつあるような状況がもし生まれていけば、うちの町だけやんべえに行ってしまうと、取り残されるという可能性もあるわけです。遮断されるというか、前橋との交流にあって、道路も含め。ですから、いろんな可能性をやはり努力すべきだと、原則論は1市1町のほうが話は詰められるけれども、そういう話も町民のアンケートの中にも我が町もありますし、館林だって板倉、板倉、板倉って言っているけれども、土産も何も持ってこないで、明和さんと、例えば板倉からすれば館林が一体になってしまっ、館林になったとすれば、板倉だって今度は別の視点から考えることもあるかもしれない。そういう意味で総合的に機が熟せずという判断で申し訳ないと。新聞社にそういうことで日本語は便利だよなという話をさせていただいたところであります。お答えになったかどうか分かりません。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 時間が参りました。現在、国のほうでこども家庭庁でよかったですか、新しい名前が。計画をされて4月から運用される計画になっております。そうしたところに今子供の食ということでフードバンクですとか、こども食堂を通じて栄養確保という面で重きを置かれている側面もございます。そうしたときに、こども家庭庁ができた場合、その給食費に対して何か手当をする動きがあるのではないかな、かすかな期待も持っています。そうすれば、1つ問題が先に進むかなというふうな気もしておりますので、機が熟せばいいなとは思っています。

遅かれ早かれそういったものについて、真剣にもう時間が割けない状況が迫ってくる可能性もありますので、機が熟することを願っておりますが、やはり興味を持っていろいろなものを意識の確認とか意見の確認等を含めて取組をこれからも、我々も進めてまいりたいと思いますので、町としてもよろしく願いをして、本日の質問を以上とさせていただきます。

計画された分につきましては、また後日質問させていただきます。いろいろご相談を受けていただいた課長様、申し訳ありませんが、次回に回させていただきます。ありがとうございました。

○今村好市議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで議場の準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時23分)

再 開 (午前11時25分)

○今村好市議長 再開いたします。

○議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第12号)について

議案第8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○今村好市議長 日程第2、議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第12号)についてから日程第4、議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてまでの3議案を一括議題といたします。

この3議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました令和3年度補正予算関係3議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算関係3議案については、昨日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知と思いますので、省かせていただきます。

続きまして、審査結果について申し上げます。初めに、議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算(第12号)については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第7号 令和3年度板倉町一般会計補正予算（第12号）についてから議案第9号 令和3年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第9号の3議案は、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第7号から議案第9号までの3議案につきまして一括で採決いたします。

本3議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第7号から議案第9号の3議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○今村好市議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、18日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午前11時29分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 10 日)

令和4年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月18日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算について
日程第 2 議案第11号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 3 議案第12号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
日程第 4 議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計予算について
日程第 5 議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算について
日程第 6 請願第 1号 町道1296号線の拡幅整備について
日程第 7 閉会中の継続調査、審査について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
根岸	光男	総務課長
峯崎	浩	企画財政課長
荻野	剛史	税務課長
川田	亨	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
丸山	英幸	会計管理者

多	田	孝	教育委員会 事務学校係 長
伊	藤	良 昭	農務委員 事務局 長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事務局 長
小	野	田	裕 之	庶務議事係 長
伊	藤	泰	年	行政庶務係 長兼 議事局書記

開 議 (午前 9時03分)

○開議の宣告

○今村好市議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長及び産業建設生活常任委員長より委員会付託案件の審査報告の提出があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算について

議案第11号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○今村好市議長 日程第1、議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第14号令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算につきましての5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

亀井予算決算常任委員長。

[亀井伝吉予算決算常任委員長登壇]

○亀井伝吉予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会に付託されました、令和4年度各会計の当初予算関係5議案につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

初めに、審査の期日につきましては、3月14日から16日までの3日間にわたり実施いたしました。

次に、審査の経過ですが、昨年同様、審査の冒頭に、予算編成方針及び主な主要・重点施策等、政策的な予算に係る審査を割り当て、その後、各課局ごとに課局長及び係長から、予算書により各事業の説明を受け、最終日には予算案全般にわたる総括質疑を行いました。

審査の細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

なお、執行部の皆様には、丁寧なご説明をいただき、慎重なる審査ができましたこと、心より感謝申し上げます。

次に、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

次に、議案第13号 令和4年度板倉町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

ここで予算に関する発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 確認したいことがありますので、質問させてもらいたいのです。

○今村好市議長 質問ではなくて。

○10番 青木秀夫議員 確認。

○今村好市議長 確認。はい。

○10番 青木秀夫議員 先日、財政課長から、臨時財政対策債についての説明文を、1枚紙を頂いたのですが、この中身について確認したいと思います。

臨時財政対策債の償還額の交付税措置という、このペーパーについての質問なのですが、この説明ですと、基準財政需要額と基準財政収入額の差額が交付税措置されるという文面になっておるわけですが、これですと、例えば明和町が不交付団体になっているかどうか知りませんが、おそらく今年あたりはなるのではないかなと思うのですが、不交付団体になってしまうと、臨時財政対策債は国が交付税措置するということが事実上なくなるわけですね。そういうことなのでしょうか、課長。確認したいのです。○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩 企画財政課長登壇]

○峯崎 浩 企画財政課長 ただいまの関係でございますが、議員おっしゃるように、不交付団体になりますと、その返済については各自治体の歳出支払いということになります。

以上になります。

○今村好市議長 確認は、それでいい。まだあるのですか。

○10番 青木秀夫議員 もう一つ。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だから、臨時財政対策債の償還については、私は非常に疑問を持って、課長との認識が違うわけです。だから、交付団体である限りは、この制度も意味するのかもしれないけれども、不交付団体になってしまったら、この仕組みは無意味なものになってしまうわけですね。

よく言う、これは、臨時財政対策債は国の借金だ、借金だと。だから、交付団体である限りは、それはそういうことなのです。私が言っているのは、国が後で20年間なりで支払いますよという約束は、何と言ったらいいのか。出世払いの逆なのだ。出世したら、いい、財政力が上がったら、自分で負担しなさいよと。その代わり、いつまでも貧乏のまんまで、交付団体のままでいたら、その分は措置しますよということで、ただ単純に言うと、一般的には、これは国の借金であるというふうな理解の仕方ではよろしいのではないかなと

の私の認識なのですけれども、その認識について確認したいのです。

不交付団体は、例外的に全国に 50 や 60 あるのでしようけれども、あと 1,700 ぐらいの交付団体は、この臨時財政対策債は、国の借金であるという認識していいのではないかと思うのですけれども、どうですか、課長、その認識を確認したのです。

○今村好市議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩 企画財政課長登壇]

○峯崎 浩 企画財政課長 ただいまの件でございますが、いわゆる普通交付税を地域に配分するときに、不足分のお金ということになりますので、これは全体的に言って国の借金、国の借入れという形が主となるかなと思います。

以上になります。

○今村好市議長 青木議員。

○10 番 青木秀夫議員 それで、よく借金が板倉町も四十何億円あるというけれども、そのうちの約 30 億円は国の借金です、臨時財政対策債ですから。明和町だって、臨時財政対策債 20 億円残っていますよね。そうすると、あれが不交付団体になると、本来は国が責任持って支払ってくれるものが、今度は明和が全額自分で支払うことになってしまうのですから、その最初と、スタート時点と現実が変わってくるわけ。

だから、板倉町は借金があるのだ、あるのだと、あまり強調しないほうがいいのかなということを私は町長にお願いしたいのです。普通債か、普通債の借金だって、あれは半分ぐらい交付税措置されているのが多いでしょう、現実は。だから、そうしますと、借金があるのだ、あるのだと、板倉町は貧乏だ、貧乏だとあまり強調しないほうが私はいいのかなと思うのですけれども。

普通見栄張って、うちは借金はないのだと言うのが普通なのだけれども、全く逆パターンで、うちは貧乏だ、貧乏だ、借金があるのだ、あるのだというのを強調したほうが、いろいろな要求とか要望が抑えられると、少なくなるということでやっている考え方は分かるのですけれども、あまり強調しないほうが、適度にやってもらったほうがいいのかなと思うので、ひとつこれは要望したいと思うのです。

○今村好市議長 要望で。

○10 番 青木秀夫議員 要望でいい。

[何事か言う人あり]

○今村好市議長 制度の確認なのだけれども、ではいいです、町長、何か発言があれば。

[栗原 実 町長登壇]

○栗原 実 町長 青木議員の言うことの中で、強調しているという、特に、そういう意図は全くございません。それは何かといえば、郡内あるいは県内の首長同士で集まっても、借金は借金という単純な、そういう話の中でのものでありまして、我々は臨時対策債がどうのこうのということも、もちろん内情では見ておりますが、ただいつのときの借金をいつのときの交付税で返還をして、いわゆる組み込んで対応してくるというものが明記されておられませんので、それを財政に必ず確認をするのですが、全く分からないということが、そういう問題がありますから、いずれにしてもうちの町だけがいわゆる国の借金は見ないとか見るとかというのではなく、全て他の自治体も同じ見方、同じ見解を持って、それを基礎にして述べているということでありまして、あえて世論操作とか自分への批判とか、あるいはやりたいことを目的とするために、借金を

借金として強調しているというつもりではありません。

邑楽町にしても明和町にしても、貯金が幾らある、それに対して借金が幾らある、その内訳はどうだこうだという話まではしますが、借金は借金として、どの町も全て計上しているということでもありますので、そこは悪意がないということをご理解いただきたい。

ですから、今回議論の中で述べてきた中でも、貯金と借金の差は、1対1から1対2になっている。ということは、臨時対策債がどうであろうが、そういう話は全て基本的には各首長も同じ述べ方、考え方であろうというふうに思っております。

そういうことで、交付税の対応は、あるいは分析については、非常に難しさもありますので、我々も困っているところでありますし、先ほど言ったように、自力で、国から援助をもらえなくなると。もらわなくなったときに、普通ですと今の逆のパターンが、さっき言った出世払いですか。普通なら、うんとお金がたまったとき、あるいは国に世話になったときに、過去の借金をどっと払うとか、いろんな法則もあるわけですが、そういった論理もちょっと違うような感じも。

我々も交付税の措置については、あるいはそれに対する臨時対策債も、仕組みがなかなか分かりづらいというところは事実であります。そこを一応ご理解いただきたいと思っております。

○今村好市議長 以上で青木議員からの発言申出のありました、交付税及び臨時財政対策債についての制度上の確認については終了いたします。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第10号 令和4年度板倉町一般会計予算についてから議案第14号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計予算につきましての5議案につきましては、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括で採決することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第14号の5議案は、委員長の報告に対する質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより議案第10号から議案第14号までの5議案につきまして、一括で採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第10号から議案第14号の5議案は委員長報告のとおり可決されました。

○請願第1号 町道1296号線の拡幅整備について

○今村好市議長 日程第6、請願第1号 町道1296号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本請願については、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林産業建設生活常任委員長。

[小林武雄産業建設生活常任委員長登壇]

○小林武雄産業建設生活常任委員長 それでは、産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、3月9日に審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、請願第1号 町道1296号線の拡幅整備についてであります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、請願の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況などの説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。

請願のあった町道1296号線は、昭和50年代に岩田土地改良事業により、道路用地として約6メートルの幅員が確保されています。しかし、その後、現在に至るまでの間、道路整備は行われず、現状は現況幅員約3メートル程度の簡易舗装路となっています。また、当該路線には工場や住宅地などが隣接し、大型車を含む車両の通行も多く、路面が非常に傷んでいる状況にあります。

このような現状を総合的に勘案して審査した結果、本路線の拡幅整備を行うことで、隣接する工場や住民等の利便性の向上が得られると思えます。また、隣接地権者の同意もあることから、願意を妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上でございます。

○今村好市議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択となりました。

○閉会中の継続調査、審査について

○今村好市議長 日程第7、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○今村好市議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

3月8日から本日まで、10日間にわたって大変お骨折りをいただきました。そういった意味での第1回の定例会、先ほども含めて、全議案、原則としていろんな議論はさせていただきましたが、お通しをいただいたということで、ご承認をいただき、ありがたく感謝を申し上げます。

ちょっとこういった話を最後にいたすのはいかがかと思いつつも、問題提起も含めてちょっと述べさせていたきたいと思います。

今回の議会は、一般質問が2名の議員さんだけだったからなのか分かりませんが、そういう意味では少なかったからかもしれませんという印象を町民の皆様が持たれているからなのか、この間も申し上げましたが、先般の区長会において、議員さんのふだんの活動が見えない、あるいは議会の存在価値が感じられない、もっと一般質問をやるように町長からお願いをしてほしいと。でも、それに対して私は、我々行政側、執行側としては、議会のいわゆる独自性というか、そういうことを鑑みれば、私どものほうから、それを求めるのは非常に難しさもあるであろうということで、議長さんにその後、口頭で、こういった話が出たということでお伝えを申し上げたところであります。

そういう意味では、ただ議会に対して、過去には定数削減や待遇等々の問題等、区長会として事実何回か、何年前あるいはそのさらに何年前ということで、大きな議会の改革を求めたりしたときも、区長会の発言が出発になったときもありましたので、そういう意味では、そういったこともあったと聞いたり見たりしてきておりますし、議会に対して改革要望あるいは町民を代表しての意見を言うというか、そういった提出をしたりしたのは区長会さんが多いと見聞きをしております。

また、それに加えてというか、それと並行して、単に活性化を目指すのであれば、区長会さんそのものは、今年の任期がちょうど、今の区長さんは終わりますので、来年の町議選がありますから、積極的に改革を求めて立候補をするということも、きっと議員さんの中には大歓迎をする人もおられるだろうというようなお話も含めて、ちょっとやり取りをさせていただいたということでございます。

そういう意味では、1年をもう切る、ちょうど来年の今頃はもうそういうことですから、来年の町議選に立候補者も含め、何らかの注文が出されるかもしれないということでありまして、そういったことでもあります。

議員として、一般質問も含め、不明なところは質問するというのは本筋でありまして、確かに今回2名というのは、決して多くはなかったと。我々のほうは、ざっくばらんに言えば、多いことは自分たちの問題がいっぱいあるのかなと、町の行政側の失点というか、あるいは理解いただけない点があるのかと考える場合もありますし、へ理屈を言えば、少ないということは、皆さんと気持ちが一致している面が多いのだろうと

というような理解もされたり、いろんなことがあるので、一概に多い少ないは言えないというようなこともお話をさせていただきます。

しかし、そういった本筋の議員さんの質問に対しても、世の中にはいろんな考え方があるのも事実であります。また、それがもしかすると世の中の面白いところかもしれません。質問が多い議員がよい議員だという評価と、質問が多い議員がよい活動しているとは限らないという、両極端な評価を皆さん方も耳にしたことがあろうかと思えます。

ある一方の議員に言わせれば、質問の多い議員は、知らないから、理解していないから、また理解できる能力がないから質問するのだから、議会の場で質問するのは、自らの不勉強を世にさらすようなもの、恥ずかしいと。議員ともなれば、ふだん勉強する時間は、一月のうち議会が10日も開かれていないから、20日以上はあるのに、分からない質問はどんどん役場へ来て聞いていただきたいとか、自ら勉強すべきであると。そういう意味を理解して指しているようなことであり、我々も過去そういうことを言われました、先輩から。そういった議員もありました。

質問しない議員は、逆にいる立場で言うと、議会は個人個人の勉強の場ではないとの考え方でありまして、議会は勉強した上での議論の場と。知らない、分からない、教えていただきたいなどは禁句というのは、議員そのものの資質を自ら否定するということに対する警告であろうともありますし、そういう意味ではそういった見方もできるのだらうと思えますし。

また、質問しない議員からすれば、私は事前にそういう努力をして、普段役場へ積極的に来て、自分の意見交換を担当課長などに自分の疑問を一応確認した上で質問をすとか、自前でいろんな努力をしているから、勉強をしているからと自ら言うとおかしいかもしれないけれどもという話でしたが、そういう議員さんもおられる。だから、質問の必要がないのだと。議員経験が長くなれば、そこそこ理解しているから、一々ぎゃあぎゃあ質問する必要はないし、分かっているという議員もいらっしゃいます。

それらの議員さんからすれば、我々も過去に議員を僅か5年やったとき、能がないやつが質問するのだなどと言われたこともありました。賛否両論、手のひらの表と裏、言い方を変えれば両論成り立つということでありまして、それに対して、先ほど言った、一般の町民の言い方が2通りあるということなのかもしれません。

ただ、いわゆるいい悪いは、一例として質問が多いということが、いい悪いは別として、活性化については活性化しているように見えるだろうという、そういう話もしたことがあるのですが、だから活発な議会が、目に見えて活発な議会がいいか悪いかも慎重に判断をする必要があるなどということも、昔は、我々の先輩議員は、そういったことも、非常に意味の深い教えを新人に対してされたところでもあります。

調子に乗って質問していると、後ろから先輩議員が、「てめえの考えだけを述べているんじゃないだよ」などと浴びせられたりもしましたし、そういう中で非常に難しさを感じたり、あるいは勇気を持って、どんなに後ろから鉄砲玉が来ようが、これだけは言うのだとか、いろんな経験をしてきたこともございます。

そういったことも含めて、そういった声があったということは、まだそれでも正式に文書で出てきたとか、区長会からですね、そういったことはありませんので、ついこの間、今村議長さんにご一緒するときに、非公式で話をさせていただいて、何か考えることがあったら、個人、議員さん一人一人も、それらの意見も踏まえながら、自分の在り方も含め、総合的な、先ほど極端な一つの例を挙げましたが、質問一つ、活性化の

議会とは何ぞやということも含めて、その人なりに考え方を研究なされてもよろしいのかとも思っておりまして、そういう意味で今の例を挙げさせていただきました。

次の町議選、来年は、前回より公の負担がおおむね最大限 74、75 万円さらに軽減をされようかと思えます。それは、申請をする人に限ってということになるかもしれません。俺は自分の費用でやるということは、選挙カーが公負担になるとか、ポスターがもちろんそういうことになるとか、チラシ 1,600 枚がそういうことになるとか、それらの合計が 70 万円余今までより楽になる。それは、町民から見ると待遇がよくなるということですから、我々に対する視線の厳しさを増す条件が加わると。逆説的に言えばです。金を余計にもらって仕事をちっともしていないという論理に、極端に言えばつながりやすくなるということです。

それらも含めて、さらにはではなく、また別の角度から、町長選まで供託金がありました、あれは、15 万円の今度は供託金が、これは自分の錢でももちろんね。だけれども、これは支出するのではないですから、預けて、一定の得票を取れば戻るので、それは全く別次元の問題でありまして、70 幾万円から 15 万円を引くのではなく、70 幾万円はプラスされて、15 万円は一応出して、またすぐ戻ってくるという、特別泡沫候補でもない限り、普通は供託するというのは、落選しても、当選しても、私も落選もいたしました、貴重なお金として頂きに上がったというの覚えています。

そういうことも含めて、これからいろいろ状況も変わってきますので、そういった町会議員のなり手が無い、あるいは郡部における高齢化、これは当郡だけではありません。農村部、山村部、全てそうでありまして、それらを解決するための一つの一助として公金を入れ、少しでも給料を上げるという、違う手法ですけれども、それに対応するということになるわけですが、それはある一面、いっぱい人が出れば、経費がかからない、内輪になるとすれば、数が出やすくなるだろう。出やすくなるということは、個人的には、各議員は厳しい競争になるということですから、待遇がよくなること、イコール環境が厳しい競争になるということでありまして、そういう制度が設立されているのでありますから、私たちもそれに沿って多くの皆さんが出ていただくように、あらゆる場を使って PR をするというのも、これは私の置かれている以上、ご理解をいただきたいというふうに思っております。そういうことでよろしく願いをしたいと思えます。

話は変わりますが、オミクロンのまん延防止が、3月21日をもってどうも解除されるというものは既にもう流れております。参考までに、昨日3月17日、私の携帯に入る、群馬県の館林行政振興局長から、毎日全部入りますから、4時から5時に。昨日現在、昨日の3月17日、群馬県 750 名、館林 13 名、板倉は何と昨日私のところへ入ったのは 10 名。館林 13 に対して、大体いつも館林は 5 倍出ているのですが、今回は、昨日現在この携帯に入っているのは、館林 13、板倉 10、明和 6、千代田 1。ずっと見ていて千代田が一番、そういう意味ではどういうわけか少ないということは事実であります。大泉 20、邑楽町 5。邑楽町は、人口が板倉町の約 1.5、1.6 倍かな。だけれども、板倉のほうが昨日に限っては 10 と 5 ですから。

ということで、そういった状況の中であっても、オミクロンというウイルスの性質上というか、あるいは結果として出てくる病状、症状とかも総合的に加味し、そして現況の経済状況を、何としてもこれ以上落とさないという意味での多分大判断を含めて、全国一斉に解除と。

これも、先ほどのお話ではありませんが、緩くなるという一面、安心感や自由さが手に入ると。でも、病気になる危険率とかウイルスにかかる危険率は、全くその手のひらの裏側は厳しい状況になるのも、ひとえに個人の管理次第ということになってきますから、今度はもしかしたら、板倉町はどうするかとか。

みんな今までは、群馬県が何かこうであれば、右へ倣えだけれども、人のうちはどうでも、うちの町はこの状況ではどうするかということも、もしかしたら自己管理責任という意味では、個人、個人の上はちっちゃい団体、その上には大きい団体という意味での個人管理責任も生まれるのかなとか、いろんなことを考えまして、これから十分今まで以上に真剣に対応していかなくてはならないのかなという面もありますし、またそういった形での解除ということになれば、またちょっと変わった、新しい気をつける方法とか指導方法も含めて、知事から、あるいは国のほうから発表もあるのかなとか、いろんな意味でオミクロンに対する関心も、ついで明日、あさっての問題になってきますから、どのように変わってくるかも注目をしているところでもあります。

ご承知のように、議会開会初日、ロシアとウクライナの問題もお話をさせていただきまして、私が話すことは、せいぜいマスコミと、あるいはネットと、そんなもので書いてあるものを自分なりに吸収して、まとめたもの、みんなもらい物というか、無断借用もの。無断というのは、公開されていますから、無断とは言えないかもしれませんが、そんな範囲内で、自分で感じているものを私感を入れてお話し申し上げるわけですが、僅か10日間の中でも、一応激化、激しくなっており、幾分かの明るい兆しも見えようかともいうところも、昨日あたりから見えるところもあるのですが、一応泥沼化あるいは内戦化しているというのが正解でしょう。

詭弁を盾に、全くとんでもない、いわゆる言い訳を盾にです。それは、こちらから見ればという前提条件ですが、攻撃のきっかけをつくり、無差別、無選択、一方的条件の押しつけ等々、西側自由主義圏から見るプーチンの姿勢。まさに戦犯とアメリカの大統領が言い切っておりますように、我々のほうから見ればそうであります。それは、同じく狂気、狂った気、狂気であり、まして核使用までちらつかせながら、理屈をくつつけて、その前段の生物化学兵器も使うのではないか、今日にも明日にも、あさってにもというような状況が現在あるわけでありまして、言ってみれば最低の、いわゆる最高のルール、核は抑止力、持つけれども、使わないのだということで、核使用を核保持国はそれをお互いで共有しながら、あとは新しい核を持ちたいという国に対しては抑止を強くしている。常任理事国と非常任理事国を分けているわけですが、それすら戦術核、限定核等は使うかもしれないという、いわゆる約束を違反しても、狂っていると、それはそういうことになるわけですが。

でも、それを想定され、それを幾分か言及しながら攻めるということになると、それに対する応戦をしたら、まさに核の打ち込みで終わりになってしまうという、そういう状況を想定してであろうと思うのですが、どうしても守る側が弱いということで、世界が同情し、同じ気持ちで、心の援助、物質的援助、経済的援助はするけれども、現実は見殺し。これに対してどう処理していくのか。

学者も分からないのだから、我々は分かるはずはないし、でもこれは解決をしなければ、世の中横暴で、声がでかくて、嫌だら共に死ぬのだからいいことでちらつかせられれば、果たしてそういう強いほうの論理が通ってしまうのか、通してよいのか、そういったものは非常に深く考えさせられる問題ですが、我々のレベルでどうにもなるものでもないということも含め、町の対応としては、昨日、一昨日か、上毛さんにも出ていたと思うのですが、町村会として、ロシア大使にも申入れをいたしておりますし、議会でも、郡内の議会でも、それに対して議決をしたようなところもあるようですし、我が町はどうだったのか分かりませんが、そういったことも含めて、無駄かどうかは別として、議会の姿勢が町民から見える、見えないということ

は、そういったものに対しても、もしかしたら言及があるのではないのかなとか、私なりに、批判ではない。そう考えるとところもあります。

そういう意味で、これからどういう手だてを加え、どういう話合いの手段をもって世界的危機が収束に向かうのかどうか。防衛省の自衛隊の海将、陸将、最高幹部までが、間違うと、もちろん第3次世界大戦を抑止するために、NATOやEUは反撃も制空権も、いろいろ遠慮、手は出せないという状況であります、もっと言えば、専門家が、今回プーチンの出方によって、核戦争も当然戦術核から始まり、この世の終わりまでいく可能性がないとは言えない。そんなことを専門家が公然と言い出すようなテレビの最近の毎日毎日のニュースでもありますので、それらも含めて、我々一人一人は何の力もないですが、ただ平和を求めるといふことと、話合いと、そういったことで、暴挙に対してどうするかということに対してのものをその人なりに考えてみるのもよいことではないかというふうに考えます。

今回の議会も冒頭、3月8日、11日の11年前の3.11の前取りをして黙祷をいたしました。終わらないうちに、昨日、おととい、あのような状況で、悲しくも三、四人の方がお亡くなりになり、また新幹線まで止まっているというような、そこそこのものでございました。

私どもは、務めだからと言えば務めだからでもあります、幹部職員は30分のうちには全部集合し、それも私が言うと攻撃性、議員さんはお一人もお見えにならない。行かなくていいよという心があるのでしょうか。ある意味で我々は町民の代表だと言いながら、心配をして、町の対策本部はどうなっているのだろうと。この前のときは5人ぐらい来ましたが、はっきり言いまして。だから、一致させていただきたい。代表者であれば、代表者らしい行動を取っていただきたい。皆さんも時間当たりでは相当のお金を取っているのです、たかが二十何万円でも。何時間働いているのですかという質問さえされます。

そんなことも含めて、そういった一つ一つを各議員さんも、心配して、あの質問、この質問。現場には来ない。それで世の中が通るのでしょうかということも含め、今回は辛口ですけども、議会に対して意見を述べるのは私きりないということで、腹に覚悟をして述べさせていただいている、今の時点のお話はです。そんな見方もできるのかもしれないということも考え、ぜひ。

地震が終わって、中には課長も一人ぐらい、遅れて一、二来た人もいますけれども、うちで起きて待っているのです、招集がかかるのを。課のトップであれば、震度4なら4という一つの基準の流れの中で、3.9だか4.1だか4.5だか分かりませんが、テレビで出るのは震度4と3。3.5などというは出ないわけで、弱と強があるけれども。心配だったら、トップの人が来るのだよということです。それが自分の立場の自覚なのだということも考え、では議員さんは、議員さんとしての自覚はどこに求めればよろしいのでしょうかということも含め、ぜひこれから。

二元代表制は間違いない。都合のいいときだけ二元代表制、都合の悪いときは関係ないよというのでは困ってしまうのです。それを町民が指すかもしれないと。指すというのは、指摘をするかもしれないということでもありますので、我々も共に、一緒に努力してまいりますので、今後とも、今私は辛口と自ら申し上げましたが、憎まれるようなことを自ら皆さんの前で言う。プラスかマイナスかは私も承知しておりますが、でも誰かが声を出して言わなければ、人間おいしいところ、暖かいところだけ歩いて、知らない人の前ではふんぞり返ってという姿勢になっては、代表者としては失格だということを私は常々考えておりますので、私に賛同する人とは一生懸命意見交換をしたいというふうな意味でも、含めて申し上げたところであります。

そういった流れの中で、残念ながら不幸に、過去に何回も、何回も、それでも人間性というのは、国が提供した高いところへ移られたらどうですかと言っても、やっぱり待ちきれず、あるいは住み慣れたところの低いところへ、堤防が、前が見えなくなってしまうけれども、それでも住むとか、理屈でない。

ウクライナは、殺されるのが、もしかして爆弾、戦術核が1つ落ちれば、溶けてなくなってしまうかもしれないということを分かっている、地元へ戻っていく国民の気持ちとか、やっぱりそれは損得勘定とかでは言い表せないものもあるのであろうというふうに理解をする以外にありません。そういうことも含めて、心ですから、心。ということで、ぜひ一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

非常に常識ある、あるいはすばらしい人格をお持ちの議員さんの前で、こうすべきだ、ああすべきだと理屈を述べるほど私は優秀な人間でも何でもございません。ただ、一つ一つを考えると、例をこういうふうには、例えば近々の例を挙げるとき、議員さんの皆さんはお気づきかどうか、こういう見方もあるのですよということも含め、申し上げさせて、失礼ながら、お許しをいただきですね。

また、これからのシーズン、約ここ1か月観光シーズン、解かれて、先ほど言った、21日に解かれて、観光シーズンに入り、人事異動、入学式、泣いたり笑ったり、試験に落ちたり笑ったり、就職に落ちたり笑ったり、いろんな危機、憂鬱、いろんな感情が交じった流れの中での最も忙しい時期に入ります。そういう意味では、ぜひ皆様方も、そういう状況の中で、いろんな意味で忙しくなろうかと思っておりますので、まずはオミクロンにかからないように。

今、せき一つ出ると、この間明和の町長が2週間ぐらい、濃厚接触だからというので。濃厚接触は、3日もすれば分かるのではないのなどと冗談を言いながら。でも、誰がなっても、かかっても不思議でないし、そういう700人も毎日、板倉町で10名出ている、今まで3名出ると、東京都の爆発的な最も多い感染に板倉町が匹敵するという表現を使って流させていたのです、防災ラジオ。10名も今日あたり流そうかということになるかどうか分かりませんが、そういう流れでも今度は解くということですから、我々自身が気をつけながら、誰がなっても不思議ではないということも含め、ぜひ頑張って、ご自愛をしながら頑張っていたきたいと思います。

大変10日間にわたってお世話になったことをお礼申し上げ、最後の挨拶が、長々と20分もしゃべっている挨拶もないわけですが、やっぱりみんなが、私は自分の気持ちをさらけ出しますから、それを踏まえた上でご批判をいただきたいというふうに思います。大変ありがとうございました。終わり。

[何事か言う人あり]

○今村好市議長 挨拶なので。次の全協ではまずいですか。

[何事か言う人あり]

○今村好市議長 その他で、全協の。はい。

一旦締めたいと思います。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和4年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午前 9時54分)

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年5月16日

板倉町議会議長 今 村 好 市

①署名議員 亀 井 伝 吉

②署名議員 森 田 義 昭